目　　次

◎会議録第１号（９月１日）議案説明

開　　会…… 6

町長挨拶…… 6

開　　議…… 6

日程第１　会議録署名議員の指名…… 6

日程第２　会期の決定…… 7

日程第３　諸般の報告…… 7

日程第４　行政報告…… 7

日程第５　報告第６号　令和７年度決算に係る財政指標の報告について…… 9

日程第６　報告第７号　専決処分の報告について（町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事変更基本協定の締結について（専決第６号））……11

日程第７　議案第55号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度一般会計補正予算（第３号）（専決第５号））……12

日程第８　議案第56号　松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例……14

日程第９　議案第57号　松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例……18

日程第10　議案第58号　松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例……19

日程第11　議案第59号　松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例……21

日程第12　議案第60号　松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例……22

日程第13　議案第61号　松前町庁舎　議場設備改修工事請負契約の締結について……24

日程第14　議案第62号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選

任につき同意を求めることについて……25
日程第15　議案第63号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて……25
日程第16　議案第64号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて……25
日程第17　議案第65号　人権擁護委員候補者の推薦について……27
日程第18　議案第66号　人権擁護委員候補者の推薦について……27
日程第19　議案第67号　人権擁護委員候補者の推薦について……27
日程第20　議案第68号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について……29
日程第21　議案第69号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……30
日程第22　議案第70号　令和７年度松前町歳入歳出決算認定について……32
日程第23　議案第71号　令和７年度松前町水道事業会計決算認定について……36
日程第24　議案第72号　令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について……36
日程第25　議案第73号　令和８年度松前町一般会計補正予算（第４号）……41
日程第26　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）……41
日程第27　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）……42
日程第28　議案第76号　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）……42
散　　会……45

～～～

10番　影岡　俊範議員……65
２番　池内　邦仁議員……68
４番　西村　元一議員……73
散　　会……90

～～～

日程第14　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）…… 114
日程第15　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）…… 114
日程第16　議案第76号　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）…… 114
日程第17　議員派遣の件…… 119
閉　　議…… 120
町長挨拶…… 120
閉　　会…… 121

９月１日（第１号）

令和８年第３回松前町議会定例会会議録

令和８年９月１日第３回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

１番　重　松　知　之	２番　池　内　邦　仁	３番　池　田　幸　子
４番　西　村　元　一	５番　渡　部　惠　美	６番　曽我部　秀　司
７番　住　田　英　次	８番　田　中　周　作	９番　城　村　トキ子
10番　影　岡　俊　範	11番　稲　田　輝　宏	12番　村　井　慶太郎
13番　藤　岡　　緑	14番　加　藤　博　徳	

不応招議員は、次のとおりである。

　な　　し

出席議員は、次のとおりである。

　出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

　な　　し

　地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田　中　浩　介
副　町　長	徳　居　芳　之
教　育　長	足　立　一　志
監査委員	安　永　紀　雄
総務部長	平　村　展　章
保健福祉部長	金　子　貴　徳
産業建設部長	山　田　善　仁
出納局長	住　田　俊　哉
教育委員会事務局長	住　田　民　章
総務課長	大　西　雅　弘
財政課長	中　村　明　博
税務課長	塩　梅　敬　介

危機管理課長	金　子　裕　之
町 民　課 長	渡　辺　　司
福 祉　課 長	佐　藤　真　一
保 険　課 長	楠　田　洋　子
子育て支援課長	林　　亮
健 康　課 長	森　内　美奈子
まちづくり課長	大　政　邦　弘
産 業　課 長	大　塚　英　輔
会 計　課 長	田　中　俊　臣
上下水道課長	松　本　　聡
学校教育課長	山　本　康　誓
社会教育課長	渡　部　直　樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田　中　志　延
議会事務局 書記	中　川　智　博

令和８年第３回松前町議会定例会

議　事　日　程　表　　№.１

令和８年９月１日（火）　　午前９時30分　　開議

開　会

町長挨拶

開　議

日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	行政報告	
日程第５	報告第６号	令和７年度決算に係る財政指標の報告について
上程	報告	質疑
日程第６	報告第７号	専決処分の報告について（町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事変更基本協定の締結について（専決第６号））
上程	報告	質疑
日程第７	議案第55号	専決処分の承認を求めることについて（令和８年度一般会計補正予算（第３号）（専決第５号））
上程	提案理由説明	質疑　討論　採決
日程第８	議案第56号	松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例
上程	提案理由説明	質疑　委員会付託（総務産業建設）
日程第９	議案第57号	松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑　委員会付託（文教厚生）
日程第10	議案第58号	松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑　委員会付託（文教厚生）
日程第11	議案第59号	松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例
上程	提案理由説明	質疑　委員会付託（文教厚生）
日程第12	議案第60号	松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（総務産業建設）

日程第13　議案第61号　松前町庁舎　議場設備改修工事請負契約の締結について

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（総務産業建設）

日程第14　議案第62号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第15　議案第63号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第16　議案第64号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第17　議案第65号　人権擁護委員候補者の推薦について

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第18　議案第66号　人権擁護委員候補者の推薦について

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第19　議案第67号　人権擁護委員候補者の推薦について

上程　提案理由説明　質疑　討論　採決

日程第20　議案第68号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（総務産業建設）

日程第21　議案第69号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（文教厚生）

日程第22　議案第70号　令和７年度松前町歳入歳出決算認定について

上程　提案理由説明　監査委員報告　質疑　委員会付託(予算決算)

日程第23　議案第71号　令和７年度松前町水道事業会計決算認定について

上程　提案理由説明　監査委員報告　質疑　委員会付託(予算決算)

日程第24　議案第72号　令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について

上程　提案理由説明　監査委員報告　質疑　委員会付託(予算決算)

日程第25　議案第73号　令和８年度松前町一般会計補正予算（第４号）

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（予算決算）

日程第26　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

上程　提案理由説明　質疑　委員会付託（予算決算）

日程第27　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２

号）

上程　　提案理由説明　　質疑　　委員会付託（予算決算）

日程第28　　議案第76号　　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）

上程　　提案理由説明　　質疑　　委員会付託（予算決算）

午前９時30分　開会

○議長（住田英次）　ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和８年第３回松前町議会定例会を開会します。

町長より招集の挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

本日、令和８年松前町議会第３回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集いただき、誠にありがとうございました。

本議会におきましては、令和８年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

さて、７月28日に発生した熊本地震及び８月13日に発生した千葉豪雨により犠牲となられた方々に深く御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。また、先週27日から石川県や富山県など北陸地方で発生している記録的豪雨により被災された皆様に対しましても心よりお見舞いを申し上げます。

本町としては、被災地に対して積極的に支援をしたいと考えており、先月23日から29日までの７日間、職員３名が熊本県氷川町の避難所運営に従事しました。また、今後も愛媛県からの要請に応じて、引き続き職員を派遣して支援してまいりたいと考えております。被災地の一刻も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げますとともに、一日も早く平穏な日常が戻りますようお祈りを申し上げます。

さて、本定例会には、報告案件２件、専決処分の承認１件、条例案件５件、決算案件３件、予算案件４件、その他議決を求めるもの９件、合わせて24件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明を申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（住田英次）　挨拶が終わりました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（住田英次）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

14番加藤博徳議員、１番重松知之議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（住田英次）　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る８月25日の議会運営委員会で協議の結果、本日から９月24日までの24日間と決定しました。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から９月24日までの24日間と決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（住田英次）　日程第３、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下、関係者の出席を求めましたので、御報告します。

次に、お手元に配付しています諸般の報告のうち、主なものを御報告します。

まず、議員派遣について、８月４日、松山市で開催された令和８年度第１回町議会議員研修会に議員を派遣し、元所沢市議会議長の桑畠氏と中央大学法学部大学院法学研究科教授の儀崎氏の講習を受講しました。

次に、監査委員より、令和８年５月、６月、７月分の例月現金出納検査の結果について、収納・支払いに伴う会計手続は正確に行われ、残高も一致し、確実に保管されていることを確認した旨の報告がありました。

そのほか、８月１日に議会だより130号の発行を行いました。

また、８月７日に松前町子ども議会を開催しました。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　行政報告

○議長（住田英次）　日程第４、行政報告を行います。

報告を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　令和８年第２回松前町議会定例会以降の行政報告を行います。

お手元のファイル、行政報告の１ページを御覧ください。

初めに、総務課所管では、８月23日から29日までの１週間、令和８年熊本地震被災地の熊本県氷川町避難所に事務職員３名を派遣しました。今後も、引き続き被災地の要請に応じて必要な職員を派遣してまいります。

このほか、８月４日から10月29日まで、庁舎ロビー及び東、西、北公民館に義援箱を設

置しています。

次に、財政課所管では、７月９日から愛媛県国際交流協会と連携し、まさき日本語教室を開始しました。現在、外国人受講者14名と日本人サポーター20名に登録いただき、10月末までの間に対面授業８回、交流活動３回を開催する予定としています。

７月11日には、本年度１回目のたわわフェスタを開催し、32社の出店と3,000人を超える来場者でにぎわいました。

７月27日には、愛媛県と姉妹提携を締結したアメリカハワイ州との交流事業の一環として、伊予高等学校と連携し、来日した大学生２名と同校生徒との交流を行いました。

７月28日には、企業版ふるさと納税制度を活用し、寄附していただいた小川ポンプ工業株式会社に感謝状を贈呈しました。

２ページを御覧ください。

８月２日には、はんぎり実行委員会主催によるはんぎりフェス2026が開催され、600人を超える来場者の方々でにぎわいました。

８月７日からは熊本地震に係る同県益城町に対するふるさと納税代理寄附の受付を実施しており、受け付けた寄附金は手数料を除き全額益城町へ送金します。

次に、危機管理課所管では、７月26日に松山市堀之内の城山公園で第35回愛媛県消防操法大会が開催され、松前町消防団第２分団が参加しました。

次に、福祉課所管では、７月７日に松前総合文化センターで第76回社会を明るくする運動松前町大会を開催し、関係者や地域住民など160人が参加しました。

７月23日には、介護予防普及啓発事業酒向正春氏による講演会を開催し、健康寿命の延伸の道筋をテーマに御講演いただき、関係者や地域住民など約470人が参加しました。

７月29日には、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合と火災等発生時における被災者の一時入所に関する協定書を締結いたしました。

資料３ページを御覧ください。

次に、保険課所管では、６月30日に株式会社アスティスと災害時におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関する協定を締結しました。

次に、産業課では、８月１日と２日に松前総合文化センター及び松前公園で令和８年度まさき町夏祭りが開催され、様々な催しにより多世代が交流するイベントとなりました。

８月３日には、伊予高等学校でビジネスイベントＭＡＳＡＫＩ　ＢＩＺ　ＨＡＣＫ　ＳＣＨＯＯＬを開催いたしました。町内外の事業者や高校生、関係者など約100名が参加し、町の課題解決に向けたケーススタディーやゲスト講義を実施いたしました。６月からはローカルビジネスカレッジ松前校第３期を開校し、受講生がオンライン学習や対面での定例会を通じて実践的にビジネスを学んでおり、明日９月２日には成果報告会を開催します。

また、６月からの７か月間、ＩＴ、経営の専門家が現状把握から効果測定までを一貫して支援するＤＸアクセラレータープログラムを開始しており、現在６事業者が生成ＡＩ等の活用による業務変革に取り組んでいます。12月には取組成果を事例集としてまとめる予定です。

以上で行政報告を終わります。

○議長（住田英次）　以上で行政報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　報告第６号　令和７年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次）　日程第５、報告第６号令和７年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の５ページをお開きください。

報告第６号令和７年度決算に係る財政指標について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、令和７年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については中村財政課長に、資金不足比率については松本上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（住田英次）　中村財政課長。

○財政課長（中村明博）　報告第６号について補足して説明いたします。

参考資料のほうの５ページをお願いします。参考資料の５ページになります。

健全化判断比率は、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより、団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の４つの指標があります。それぞれの指標の状況のところに記載しています早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており、自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準です。

まず、１番、実質赤字比率は、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。令和７年度の一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当いたしません。

次のページをお願いします。

２番、連結実質赤字比率は、一般会計と特別会計や公営企業会計など全ての会計を合計

することにより、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の赤字の度合いを示す比率です。令和７年度の全会計における決算での実質収支等の合計額が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、３番、実質公債費比率は、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の程度を示す比率です。令和７年度の実質公債費比率は9.6％となっており、早期健全化基準の25％を下回っています。

次のページをお願いします。

４番、将来負担比率は、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込額や職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことです。令和７年度の将来負担比率は69.3％となっており、早期健全化基準の350％を下回っています。

なお、監査委員の審査意見書が、議案書のほうの10ページについておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本　聡）　続きまして、公営企業の資金不足比率について補足して御説明いたします。

参考資料の８ページ及び９ページをお願いします。

初めに、資金不足比率について御説明いたします。資金不足比率とは、公営企業の資金不足の大きさを事業規模に対する割合で決めた指標です。

それでは、令和７年度水道事業会計及び令和７年度下水道事業会計の資金不足比率について御説明いたします。

①水道事業会計の資金不足額及び②下水道事業会計の資金不足額がマイナスとなっていることから、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生していません。このことから、資金不足比率は該当いたしません。

なお、監査委員の意見書を議案書の12ページと13ページに付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

報告第６号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　報告第７号　専決処分の報告について（町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事変更基本協定の締結について（専決第６号））（上程、報告、質疑）

○議長（住田英次）　日程第６、報告第７号専決処分の報告について（町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事変更基本協定の締結について（専決第６号））を議題とします。

提出者の報告を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の15ページをお開きください。

報告第７号について報告いたします。

町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事について、協定額を減額する必要が生じたため、地方自治法第180条第１項の規定により、専決第６号として16ページのとおり専決処分したので、同条第２項の規定によりこれを報告するものです。

内容につきましては、大政まちづくり課長に説明させます。

○議長（住田英次）　大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　失礼いたします。それでは、報告第７号専決処分の報告について（町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事変更基本協定の締結について（専決第６号））について補足説明をさせていただきます。

議案書は15ページと16ページですが、参考資料について御説明させていただきます。

参考資料11ページをお願いいたします。

協定名、町道西74号線（松前町大字北黒田）における歩道整備工事に伴う郡中線土川踏切道改良工事、施工場所は松前町大字北黒田、当初協定締結日、令和７年３月19日、変更協定締結日、令和８年８月10日、変更前協定額、２億3,178万円、変更後協定額、２億2,929万9,000円です。変更額248万1,000円の減額となります。協定先は松山市湊町４丁目４番地１、伊予鉄道株式会社代表取締役社長清水一郎です。

変更の内容につきましては13ページを御覧ください。

負担金工事について、主な変更内容は、土木工事、軌道工事、踏切保安設備工事、電車線設備工事ともに入札減少金による減額、事務費について、精算時の積み上げの結果、362万5,000円の減額となります。

受託工事につきましては、土木、軌道工事については、取付け端部の数量精査により、

消費税と合わせて107万8,000円の増額、事務費については負担金工事と同様、精算時の積み上げにより６万6,000円の増額となり、差引き合計で248万1,000円の減額となります。

資料14ページを御覧ください。

こちらの写真は８月上旬の現場状況写真です。踏切改良工事は順調に進捗しており、９月頃の完成を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次）　提出者の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

報告第７号を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第55号　専決処分の承認を求めることについて（令和８年度一般会計補正予算（第３号）（専決第５号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第７、議案第55号専決処分の承認を求めることについて（令和８年度一般会計補正予算第３号（専決第５号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書17ページをお開きください。

議案第55号について提案理由を申し上げます。

法人町民税の確定申告に伴う還付額が当初の見込みを大幅に上回ったことにより、償還金及び還付加算金の予算に不足が生じ、還付を行うための追加経費が緊急に必要になったことから、地方自治法第179条第１項の規定により、令和８年度一般会計補正予算第３号を専決第５号として19ページのとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（住田英次）　塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介）　それでは、議案第55号専決第５号について補足して御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

議案書の33ページを御覧ください。

２款２項２目賦課徴収費、22節償還金、利子及び割引料、補正額5,306万円のうち、まず償還金につきましては、法人町民税において予定申告等により納付された税額が確定申告による確定税額を上回ったことから当初の見込みを上回る還付金が発生したため、5,260万円を増額するものです。

次に、還付加算金につきましては、地方税法の規定に基づき、還付金に加算して支払うものであり、償還金の増額に伴い46万円を増額するものです。

この償還金、利子及び割引料は、町税全般に係る過誤納金の還付に要する経費を計上している予算科目ですが、今回の予算不足は法人町民税の還付額が当初の見込みを大きく上回ったことによるものです。

歳出は以上です。

続きまして、歳入について御説明いたします。

議案書の32ページを御覧ください。

19款１項１目繰越金、補正額5,306万円は、今回の補正予算の財源として前年度繰越金を充当するものです。

法人町民税は、事業年度終了後の確定申告により税額が確定するため、予定申告や中間申告により納付された税額が確定申告により過大となる場合は速やかに還付する必要があります。還付が遅れた場合には還付加算金が増加することから、早急に予算措置を講じる必要があり、地方自治法第179条第１項の規定により専決処分を行ったものです。

以上で議案第55号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第55号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案を承認することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　議案第56号　松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次）　日程第８、議案第56号松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の35ページをお開きください。

議案第56号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、松前町コミュニティバスの設置及び管理について定める必要があるため、新たに制定するものです。

内容につきましては、平村総務部長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（住田英次）　平村総務部長。

○総務部長（平村展章）　それでは、議案第56号について補足して御説明いたします。

議案書は35ページになりますが、参考資料で御説明させていただきます。

参考資料15ページをお開きください。

この条例は、現在運行しておりますコミュニティバスの運行形態を見直し、運営主体を町へ移行することに伴い、当該バスを公の施設として位置づけるために条例による設置根拠の整備が必要となることから、新たに制定するものでございます。

１、目的を御覧ください。

本条例は、松前町コミュニティバスを設置することにより、町内の公共交通空白地域及び交通不便地域における住民の利便性向上を図ることを目的としています。

次に、２、背景を御覧ください。

現在のコミュニティバスは、町内の多くの住宅地においてコミュニティバスが通らない地理的交通空白地となっており、そうした地域をおおむね解消する必要があること、加えて深刻化するドライバー不足に備え、将来的な地域公共交通の体制を確保する必要があり、道路運送法第79条の登録を受けて行う自家用有償旅客運送、いわゆる公共ライドシェアを実施することから、使用する車両は地方自治法第244条の２第１項に規定する公の施設の設置に該当するため、条例の制定に至ったものです。

次に、３、運行路線及び運行時刻を御覧ください。

運行に係る路線と時刻は、利用状況や交通環境の変化に応じて適宜見直しが必要になることから、変更等に迅速に対応し、住民サービスの向上を図るため、規則で定めます。

次に、４、運休日を御覧ください。

運休日につきましては、安全確保と安定した運行を図るため、１月１日から同月３日ま

でとし、12月29日から同月31日までとしています。

次に、参考資料16ページをお開きください。

５、使用料についてはお示しのとおりです。

次に、６、施行日を御覧ください。

本条例の施行日は令和９年１月１日からとしております。

以上で議案第56号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員）　質疑は３回しかございませんので、二、三、まとめて質問をします。

これ今回町が運行主体ということで、１点目は、エミフルの負担がなくなるんかどうかということと、使用料の負担を町民の方にしていただくということなんですけど、この乗降者のですね、増減、１年間まとめた表を頂きたいのと、もう一点聞きたいのは、その使用料の増になった部分で、エミフルの負担が僕はあると思うんやけど、この増になったとき、増、減になった場合にその部分はどっちの負担を減らすのかというのをお聞きしたいんですけど。

以上です。

○議長（住田英次）　平村総務部長。

○総務部長（平村展章）　御質問ありがとうございます。

まず、エミフルの負担につきまして、現状では今のところ今度の公共ライドシェアが導入されることに伴いまして、このエミフルの負担が減るというふうな情報は受けておりません。ただし、これも将来的に続くということも確約はされておりませんので、その時々の状況に応じて対応をしていくことになろうかと思います。

あと、１年間の乗降客数の一覧表につきましては、また委員会のときに資料の御提示をさせていただいたらと思います。

今度、その利用料の収入増、減に伴いますエミフルからの補助金等の負担がどっちにいくのかということにつきましては、その時々のやっぱり使用料の状況に応じてこれも判断することになりますので、今後引き続き検討を重ねてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（住田英次）　12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員）　そういうことで。それと、今の部長が言われたようにエミフルの負担金ですね、僕これもともと最初にやり出したんは２分の１負担ということで用意

スタートしたと思うんやけど、今の答弁聞いてますと、継続的になるんかどうか、その状況を見てということなんやけど、やっぱし覚書というか、契約書というか、それをやっとかんと後でトラブルになったときに大変やけん、協定書なりなんなり、きれいなもん結んどかんと。そうでしょ。今後松前町として負担が増えたり、これ経営できんがということになったんじゃいかんのやけん。まあそういうとこでお願いします。

○議長（住田英次）　中村財政課長。

○財政課長（中村明博）　先ほどのエミフルとの負担金のお話でございますけれども、現在も、このバス運行開始以降、協定を締結して負担金のほうを頂いていくような形となっております。５年の協定となっておりまして、記憶の中では今年もしくは来年に協定の見直し時期になっていたかと認識しております。その中でまた更新の折には、こちらの負担金につきましても再度協議の場に設けて交渉したいと思っております。

以上でございます。

○議長（住田英次）　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　私は運休日について御質問させていただきたいなと思うんですが、先日の理事者のときの御説明にも若干懸念点を申し上げたと思うんですが、以前私が利用者の方からいわゆる年末についてはどうしても利用したいということで、そこが運休になってました、以前は。また、それが質問によりまして年末はできるようになった、それで大変喜ばれたという経緯がございまして、高齢者の方でお一人暮らしをされてる方で、かつ年末にたくさんの買物をしたいとか、あるいはその娘さん息子さんたちにお願いして車を出してもらうということがなかなかできにくいというときに、それがあると非常に便利でよかったというようなお声をいただきまして、私もよかったなと思ってたんですけど、またこれでいろんな配置の問題だとか管理の問題とか安全性の問題とかということで年末はまた運休されるというようなお話になってるようなんですが、そこをまた私はデマンドタクシーとかも利用できるのかな思ったらそれもできないというようなことも聞いてますので、多分委員会で審議されると思うんですが、そこのところもう少し何かアイデアがないのかどうか、今分かるような範囲の中であればお答えいただけたらなというふうに思います。

○議長（住田英次）　平村総務部長。

○総務部長（平村展章）　御質問ありがとうございます。

現在のコミュニティバス、ひまわりバスにつきましては、民間バス事業者が路線バスとして管理と運行をしていただいております。

運行当初は、藤岡議員さん御指摘のとおり、年末年始におきますエミフル周辺の交通渋

滞等の状況から、年末年始にバスを運行いたしますとダイヤに遅れが生じるといったようなことが予想されたため、当初年末年始の運行は休止をしておりました。そうした中、ダイヤの状況であったり予定時間どおりの運行の可否等の検討であったり、管理、運行をしております民間事業者等との協議を踏まえまして、平成23年12月から年末の運行に至った経緯がございます。

今回、この条例で提案させていただいておりますコミュニティバスにつきましては、説明の中でも申し上げさせていただきましたとおり、道路運送法第79条の登録を受けて行う公共ライドシェアを実施することから、管理は町が行うようになります。その運行業務につきましては、委託または指定管理者によって民間交通事業者に行っていただくことを想定しております。運行業務につきましては、先ほど申し上げましたとおり、委託または指定管理者での実施を考えておりまして、現在のところ平日や土日祝日、ゴールデンウイーク等の大型連休等についてはドライバーの確保が可能な状況ではございますが、年末年始は交通需要が高まる繁忙期でございまして、交通事業者側のシフト編制も本業態が中心となること、またドライバー不足の現況からも年末年始の運行につきましてその前提としたドライバーの確保が非常に困難な状況でございます。そうした状況を踏まえまして、コミュニティバス、公共ライドシェアの安定運行そのものにも現状では支障を来すような状態となっております。そういったことを踏まえまして、提案では年末年始については一旦運休ということにさせていただいているところでございます。

なお、決してこの状態を続けるという意味ではなく、本町といたしましては現在提供しております年末の運行につきましては引き続き検討を行いまして、ドライバーの確保など安定的な運行環境が整い次第、同じようなサービスによる提供を続けてまいりたいと思いますので、その点御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（住田英次）　13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　このままで進むということではなく、るる利用者のことを考えながらということでいろんな施策考えていただけるようなので、私もそれに期待したいと思います。

以上です。

○議長（住田英次）　ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　議案第57号　松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次）　日程第９、議案第57号松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書39ページをお開きください。

議案第57号について提案理由を申し上げます。

分筆による地番変更により、松前老人憩の家及び松前町西公民館の位置を変更する必要があるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、住田教育委員会事務局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章）　議案第57号について補足して御説明を申し上げます。

議案書は39ページ、参考資料は17ページです。

この条例は、敷地の分筆により松前町老人憩の家及び松前町西公民館の位置を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

議案書の39ページを御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後です。

まず、第１条で、松前町老人憩の家設置条例第２条で定める施設の位置を、伊予郡松前町大字北黒田966番地２から伊予郡松前町大字北黒田966番地５に改めることとしております。

次に、第２条で、松前町公民館設置条例別表で定める松前町西公民館の位置を、松前町大字北黒田966番地２から松前町大字北黒田966番地５に改めることとしております。

次の40ページを御覧ください。

なお、附則においてこの条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員）　ちょっとこれ老人憩の家の場所が変わるということなんやけど、これ西公民館内で変わるんかどっかいくんか、番地が３つも違うんやけん、具体的に教えてくださいや。

○議長（住田英次）　住田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（住田民章）　御質問ありがとうございます。

現在、松前老人憩の家は西公民館の部屋の一室を使って設置をされております。その場所が変わるわけではなくて、老人憩の家を含む西公民館の敷地の地番が変わるので、条例上の地番を変更するものでございまして、西公民館とか老人憩の家施設そのものの場所が移動するわけではございません。今までどおりでございます。

以上でございます。

○議長（住田英次）　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第57号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10　議案第58号　松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次）　日程第10、議案第58号松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書41ページをお開きください。

議案第58号について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令によ

り、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳）　それでは、議案第58号について補足して御説明いたします。

議案書は41ページ、参考資料は19ページをお開きください。

まず、参考資料を御覧ください。

今回の改正は、１、制定の趣旨にありますとおり、子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令により、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

次に、議案書を御覧ください。

中段の表について、右が改正前、左が改正後です。

教育認定子どもの定義について、政令の引用から、法の引用に改めます。第１条では、松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の第３条第１号ア中、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第４条第１項第１号を法第27条第１項に、同号イ中、政令を子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下、「政令」という。）に改めます。

次のページを御覧ください。

第２条では、松前町立認定こども園条例の第５条第１項中、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下、「政令」という。）第４条第１項第１号を子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という）第27条第１項に、同条第２項中、政令を子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に、第13条第１項中、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）を法に改めます。

この改正は、本条例において引用している根拠条文のずれを解消するものであり、これにより対象者の範囲や制度の内容に変更が生じるものではございません。

次のページの附則を御覧ください。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第58号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第11　議案第59号　松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次）　日程第11、議案第59号松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書45ページをお開きください。

議案第59号について提案理由を申し上げます。

手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにするため、新たに制定をするものです。

内容につきましては、金子保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳）　それでは、議案第59号について補足して御説明いたします。

議案書は45ページ、参考資料は21ページをお開きください。

この条例は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するため、新たに制定するものです。

前文及び７つの条文によって構成しており、条例の性質といたしましては町民や事業者の皆様に新たな権利や義務を課すものではなく、町としての基本姿勢や意思を示すいわゆる理念条例です。

議案書45ページから47ページで御説明いたします。

前文では、条例制定の背景や多様な意思疎通手段を取り巻く現状と課題を示すととも

に、誰もが必要な情報を得て意思を伝えられる環境の実現に向けた本町の姿勢を示しております。

第１条では目的を、第２条では定義を、第３条では施策を推進する根幹となる考え方、基本理念として手話が独自の文法の体系を持つ言語であると認識し、使用者の意思を尊重するとともに将来世代へ手話言語の継承を図ること、意思疎通手段の選択の機会の拡大を図り、障がいの特性に応じた手段によって情報を取得、利用できることを基本とすることを定め、第４条から第６条では基本理念にのっとり、共生社会の実現に向け地域全体で取り組むための、町、事業者、町民の役割を定めます。

第４条、町は、基本理念にのっとり、必要な施策を総合的かつ計画的に実施します。また、施策推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

第５条、事業者は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとします。また、事業を行うに当たり、障がいを有する者が意思疎通手段を利用しやすい環境の整備に努めるものとします。

第６条、町民は、基本理念に対する理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

第７条では、町は、障がいを有する者その他の関係者の意見を聞き、尊重しながら第１項第１号から第８号まで記載しているような施策を推進いたします。

最後に、附則においてこの条例は公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第59号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第12　議案第60号　松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次）　日程第12、議案第60号松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書49ページをお開きください。

議案第60号について提案理由を申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、平村総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　平村総務部長。

○総務部長（平村展章）　それでは、議案第60号について補足して御説明いたします。

議案書は49ページになりますが、参考資料で御説明いたします。

参考資料23ページをお開きください。

１、改正の趣旨を御覧ください。

今回の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されることに伴い、規定の整備を図るために所要の改正を行うものです。

次に、２、改正の概要を御覧ください。

本条例は、法律改正に伴います引用条文のずれを改正するもので、条例第７条中、第６条の２第５項を第６条の２第７項に改めます。

次に、３、施行日を御覧ください。

本条例の施行日は、公布の日といたします。

以上で議案第60号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第60号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13　議案第61号　松前町庁舎　議場設備改修工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次）　日程第13、議案第61号松前町庁舎議場設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書51ページをお開きください。

議案第61号について提案理由を申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、田中会計課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　田中会計課長。

○会計課長（田中俊臣）　それでは、議案第61号について補足して説明させていただきます。

議案書は51ページ、参考資料は25ページを御覧ください。

参考資料で御説明させていただきます。

工事名は、松前町庁舎議場設備改修工事で、施工場所は大字筒井、入札日は令和８年７月29日、工期は議決のあった日の翌日を着工日とし、完成は令和９年３月25日の予定としています。

請負金額は5,334万4,500円で、工事請負業者は三徳電気株式会社でございます。

参考資料27ページから29ページまでが仕様書となります。

参考資料31ページ、入札執行表を御覧ください。

入札参加者は、三徳電機株式会社と東海電設株式会社松山支社の２者でございます。入札方法は、低入札価格調査制度を適用した入札後審査型一般競争入札で実施いたしました。入札の結果、予定価格5,155万6,540円に対しまして、三徳電機株式会社が最も低い4,849万5,000円の価格で応札をされましたので、三徳電機株式会社を落札者とし、税込み価格5,334万4,500円で仮契約を行っております。なお、落札率は94.1％です。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第61号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第14　議案第62号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第15　議案第63号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第16　議案第64号　松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第14、議案第62号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてから日程第16、議案第64号松前町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてまでの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の53ページをお開きください。

議案第62号から議案第64号までについて一括して提案理由を申し上げます。

松前町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和８年９月30日をもって満了することに伴い、委員の選任について議会の同意を求めるものです。

内容につきましては、大西総務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　大西総務課長。

○総務課長（大西雅弘）　議案第62号から議案第64号について補足して御説明いたします。

松前町固定資産評価審査委員会委員３人の任期が令和８年９月30日をもって満了となるため、後任委員の選任について、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案書の53ページをお願いいたします。

まず、議案第62号では髙岡亮氏の後任委員として、同人の再任を考えております。

次に、55ページをお願いいたします。

議案第63号では武田涼子氏の後任委員として、同人の再任を考えております。

次に、57ページをお願いいたします。

議案第64号では松田務氏の後任委員として、同人の再任を考えております。

なお、各議案の次ページに参考資料として本人の経歴を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

議案第62号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第62号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第62号は同意することに決定しました。

議案第63号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第63号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第63号は同意することに決定しました。

議案第64号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第64号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第64号は同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第17　議案第65号　人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第18　議案第66号　人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

日程第19　議案第67号　人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第17、議案第65号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第19、議案第67号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの３件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書59ページをお開きください。

議案第65号から議案第67号までについて一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の任期が令和８年12月31日をもって満了することに伴い、人権擁護委員の推薦について議会の意見を求めるものです。

内容につきましては、渡部社会教育課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　渡部社会教育課長。

○社会教育課長（渡部直樹）　それでは、議案第65号から議案第67号について補足して御

説明いたします。

令和８年12月31日をもって４名の人権擁護委員の任期が満了となるため、後任委員として次の３名を候補者として推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案書59ページをお願いいたします。

まず、議案第65号では岡本明氏の後任委員として、同人の再任を考えております。

次に、議案書61ページをお願いいたします。

議案第66号では水本論氏の後任委員として二宮和広氏を考えております。

次に、議案書63ページをお願いいたします。

議案第67号では松田雅子氏の後任委員として八木司氏を考えております。

なお、各議案の次ページに参考資料として本人の経歴を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

議案第65号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第65号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第65号は同意することに決定しました。

議案第66号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第66号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第66号は同意することに決定しました。

議案第67号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第67号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第67号は同意することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第20　議案第68号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（住田英次）　日程第20、議案第68号愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書65ページをお開きください。

議案第68号について提案理由を申し上げます。

令和９年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に国民健康保険法の規定に基づき保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等を加えることに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するに当たり、議決を求めるものです。

内容につきましては、塩梅税務課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　塩梅税務課長。

○税務課長（塩梅敬介）　それでは、議案第68号について補足して御説明いたします。

議案書65、66ページを御覧ください。

令和９年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に新たに国民健康保険料の滞納処分等を追加するため、同機構において共同処理している事務を変更する必要が生じたことから、機構の規約を改正します。

議案書66ページを御覧ください。

愛媛地方税滞納整理機構規約第３条第１号で規定している機構において共同処理する事務のうち、関係市町の長から引き受けた地方税等の事案の滞納処分等に係る事務に、下線で示すとおり、国民健康保険料を追加する改正を行います。

なお、この改正規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行することとします。

以上で議案第68号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第68号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第21　議案第69号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（住田英次）　日程第21、議案第69号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議案書の67ページをお開きください。

議案第69号について提案理由を申し上げます。

愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたことから、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり、議決を求めるものです。

内容につきましては、楠田保険課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　楠田保険課長。

○保険課長（楠田洋子）　議案第69号について補足して御説明いたします。

議案書は67ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の33ページを御覧ください。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会の議員定数は、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第７条第１項において、26人と定められています。その選挙方法は、規約第８条第１項の規定により広域連合の構成市町から各１人、加えて、同条第２項の規定により、構成市の人口区分に応じた人数を選挙することとなっています。その人口については、直近の国勢調査の結果によるものとされています。今回、令和７年国勢調査人口速報集計で西条市の人口が10万人を下回ったことにより、西条市の議員が１人減るため、規約を変更するものです。

改正の内容については、34ページの愛媛県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表を御覧ください。

対照表内、第７条の広域連合の議会の組織において、第１項広域連合の議会の議員の定数について、右側、改正前の下線で示す26人を、左側、改正後の下線で示す25人に改正するものです。

なお、施行日は愛媛県知事の許可のあった日です。

以上で議案第69号の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで11時まで休憩いたします。

午前10時45分　休憩

午前11時０分　再開

○議長（住田英次）　再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第22　議案第70号　令和７年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次）　日程第22、議案第70号令和７年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　決算の議案書３ページをお開きください。

議案第70号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第３項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和７年度歳入歳出決算について監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、住田出納局長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　住田出納局長。

○出納局長（住田俊哉）　それでは、令和７年度松前町歳入歳出決算認定の内容について御説明いたします。

決算の議案書５ページから261ページまでが決算書となります。

各会計の歳入歳出決算書は、関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和８年７月13日から７月30日までにかけて、安永監査委員、加藤監査委員に審査をしていただき、審査意見書により報告をいただきましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたるため、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の歳入合計を、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の歳出合計をもって説明とさせていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

なお、会計ごとに作成している歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書については、決算の附属書類となりますので御参照いただきますようお願いいたします。

まず初めに、一般会計について御説明いたします。

決算の議案書７ページを御覧ください。

９ページまでが歳入になります。

９ページの歳入合計は、調定額159億9,183万2,001円、収入済額155億4,679万6,444円、不納欠損額466万9,531円、収入未済額４億4,036万6,026円です。

次に、10ページを御覧ください。

11ページまでが歳出になります。

11ページの歳出合計は、予算現額173億1,445万5,000円、支出済額148億6,776万8,369円、翌年度繰越額17億2,290万1,000円、不用額７億2,378万5,631円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は６億7,902万8,075円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、国民健康保険特別会計です。

71ページを御覧ください。

歳入合計は、調定額30億9,242万742円、収入済額30億4,327万4,569円、不納欠損額241万2,365円、収入未済額4,673万3,808円です。

次に、72ページを御覧ください。

歳出合計は、予算現額29億8,975万9,000円、支出済額28億8,134万1,416円、翌年度繰越額０円、不用額１億841万7,584円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は１億6,193万3,153円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計です。

84ページを御覧ください。

歳入合計は、調定額６億1,450万6,590円、収入済額６億1,334万3,460円、不納欠損額９万1,160円、収入未済額107万1,970円です。

次に、85ページを御覧ください。

歳出合計は、予算現額６億349万円、支出済額５億9,332万2,087円、翌年度繰越額０円、不用額1,016万7,913円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は2,002万1,373円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、介護保険特別会計保険事業勘定です。

91ページを御覧ください。

歳入合計は、調定額31億9,650万1,562円、収入済額31億9,443万8,652円、不納欠損額38万1,120円、収入未済額168万1,790円です。

次に、92ページを御覧ください。

歳出合計は、予算現額31億8,128万7,000円、支出済額31億1,494万6,163円、翌年度繰越額０円、不用額6,634万837円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は7,949万2,489円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

最後に、介護保険特別会計介護サービス事業勘定です。

108ページを御覧ください。

歳入合計は、調定額1,721万8,017円、収入済額1,721万8,017円、不納欠損額０円、収入未済額０円です。

次に、109ページを御覧ください。

歳出合計は、予算現額1,674万6,000円、支出済額1,609万4,205円、翌年度繰越額０円、不用額65万1,795円です。枠外の記載のとおり、歳入歳出差引残額は112万3,812円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で令和７年度松前町歳入歳出決算認定の内容について説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄）　それでは、令和７年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況審査について御報告いたします。

決算書の263ページにあります審査意見書を御参照ください。

この審査意見は、監査委員２名の合議の結果であります。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び証拠書類等について、関係帳票と調査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況等について確認し、関係職員からの説明も受け、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、関係法令の規定に準拠して作成されており、計数は正確で、予算の執行状況についても適正であると認められました。

審査意見の概要について申し上げます。

１、財政運営において、財政構造の弾力性を判断する指標の経常収支比率につきましては、前年度の92.2％と比べて0.6ポイント減の91.6％となっています。下がってはいるものの、依然歳出の中では社会保障関係費が高い割合を占めており、社会保障関係費は今後も高い割合で推移することが見込まれますので、全国の類似団体の状況なども踏まえながら、適正な範囲を維持するよう努めてください。

歳入につきましては、歳入の根幹をなす徴税において、賃上げによる個人所得の増加に伴う個人町民税の増収、企業収益等が増加したことに伴う法人町民税の増収、軽自動車税及び市町村たばこ税についても増収しており、町税収入全体としては６億4,029万3,948円、15.0％の増となっています。主要な財政指標は良好な状態にあると認められますので、引き続き適正な範囲を維持するよう努めてください。

２、松前町の優先課題として、全体を俯瞰した事業の効率化が挙げられると考えます。町有施設の管理を一括して行い、計画的な維持管理と効率的な活用を実現するなど、各事業の効率化を推進し、町の業務全体の効率性を高めることが求められます。そのために、ＤＸを推進するほか、ＡＩなども活用しながら業務を効率化することも今後の重要課題の

一つであると考えます。ＤＸによる効率化を一つ一つ着実に積み重ね、組織的な効果検証を確実に行うことで、町として注力すべき分野を見極めながら、様々な行政課題に取り組んでください。

３、近年各地で頻発する災害対応において、迅速かつ適切な対応を行うとともに、被害を最小限に抑えるためには、地域防災計画に基づく災害時の指揮命令体制を各課において確実に把握しておく必要があります。防災担当課が司令塔として情報を集約し、全体を俯瞰すること、各課は役割を具体的に認識しておくことが重要です。そのために、体系図、組織図により指揮命令系統を可視化することは極めて有効だと考えます。災害という非常事態において、各課が自らの役割を遂行しながら指揮命令系統に基づいた対応を確実に実施できるよう、防災体制の強化に努めてください。

４、松前町の農業においては、農家の高齢化と担い手不足という深刻な課題に直面しています。現在、新規就農者の発掘、育成や地域計画の策定に取り組んでいるほか、大規模化、集約化の促進を行っていますが、それだけでは十分とは言えません。松前町として農業の将来像を明確にし、町全体の指針を定める必要があります。農業の将来的な芽を育てるという視点を持ち、地道に計画を推進することが重要です。松前町の農業が将来にわたって活力を保ち、成長し続けるために、町が主体的に未来を構想し、その実現に向けた具体的な施策の展開に努めてください。

５、今後町民の声を町政に反映するため、町民の声をより多く、より広く聴く広聴機能を強化することが重要だと考えます。町政懇談会は、令和７年度から町長が地域の祭りなどに出向き、若い世代を含む幅広い層から意見を聞く取組を進めていますが、加えて広報まさき等により、町政に対する町民の関心を高め、より多くの町民の声を掘り起こす取組を進めていただきたい。

６、地方公共団体における内部統制制度は、事務の経済的、効率的、効果的な執行を確保し、事故や不適正な事務処理を未然に防ぎ、健全な行政運営の実施により、住民の信頼の向上を実現するものです。本町は現在、事務事業評価を活用した業務改善により、一定の内部統制を実施していますが、多様化する町民、ニーズや社会情勢の変化に対応するため、事務事業評価制度をさらに進化させるとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を実現することが重要です。内部統制制度の導入も視野に入れ、より透明性の高い、信頼される行政運営の確立を目指していただきたいと思います。

以上、令和７年度松前町一般会計特別会計の審査報告を終わります。

○議長（住田英次）　監査委員の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第70号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案を所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第23　議案第71号　令和７年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第24　議案第72号　令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次）　日程第23、議案第71号令和７年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第24、議案第72号令和７年度松前町下水道事業会計決算認定についての２件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　決算の議案書285ページをお開きください。

議案第71号及び議案第72号について一括して提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、松前町の水道事業会計、下水道事業会計の令和７年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、松本上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　松本上下水道課長。

○上下水道課長（松本　聡）　それでは、令和７年度松前町水道事業会計決算について補足して御説明いたします。

議案書の決算、288ページをお願いします。

こちらは、決算報告書になります。

初めに、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入の決算額は上段右側に記載しています６億6,604万24円となりました。収益的支出の決算額は下枠上段右側に記載しています４億3,751万9,146円となり、不用額はその右側に記載しています7,349万8,854円となりました。

次のページ、289ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の決算額は上段右側に記載しています22億7,397万8,200円となりました。資本的支出の決算額は下枠上段右側に記載しています24億4,973万5,438円となり、翌年度繰越額はその右側の６億1,932万2,000円、不用額は977万4,562円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億7,575万7,238円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額１億4,130万6,168円と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,822万3,792円及び過年度分損益勘定留保資金622万7,278円で補填しました。

続きまして、291ページをお願いします。

損益計算書の当年度未処分利益剰余金について御説明いたします。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益5,309万5,105円と前年度繰越利益剰余金２億3,606万3,344円との合計額から、その他未処分利益剰余金変動額１億2,002万6,938円を差し引いた額１億6,913万1,511円となりました。

続きまして、292ページをお願いします。

こちらは剰余金計算書になり、当年度末の資本合計を表しています。

なお、貸借対照表、295ページ、資本の部の変動状況を表しています。

続きまして、293ページをお願いします。

こちらは剰余金処分計算書（案）になります。

今回における処分はありませんでした。

続きまして、294ページをお願いします。

貸借対照表について御説明いたします。

資産の部について、１、固定資産及び２、流動資産の資産合計額は105億5,450万7,061円となりました。

続いて、295ページの上段、負債の部について、３、固定負債、４、流動負債及び５、繰延べ収益の負債合計額は80億2,563万3,226円となりました。

続いて、資本の部について、６、資本金及び７、剰余金の資本合計額は25億2,887万3,835円となり、負債と資本の合計額は資産合計と同額の105億5,450万7,061円となりました。

次の296ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で水道事業会計決算の補足説明を終わります。

続けて、令和７年度松前町下水道事業会計決算について補足して御説明いたします。

議案書の決算、338ページをお願いします。

こちらは、決算報告書になります。

初めに、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入の決算額は上段右側に記載してます５億5,265万6,242円となりました。

収益的支出の決算額は下枠上段右側に記載しています４億2,015万9,259円となり、不用額はその右側に記載しています1,946万8,741円となりました。

次のページ、339ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入の決算額は上段右側に記載しています２億8,767万9,970円となりました。

資本的支出の決算額は下枠上段右側に記載しています５億3,191万6,798円となり、翌年度繰越額はその右側の1,000万円、不用額は3,757万202円となりました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億4,423万6,828円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額860万5,564円と当年度分損益勘定留保資金１億674万8,085円と当年度利益剰余金処分額8,846万8,953円及び減債積立金4,041万4,226円で補填しました。

続きまして、341ページをお願いします。

損益計算書の当年度未処分利益剰余金について御説明いたします。

当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益１億2,389万1,419円とその他未処分利益剰余金変動額9,059万1,596円の合計額２億1,448万3,015円となりました。

続きまして、342ページをお願いします。

こちらは剰余金計算書になり、当年度末の資本合計を表しています。

なお、貸借対照表、345ページ、資本の部の変動状況を表しています。

続きまして、343ページをお願いします。

こちらは剰余金処分計算書（案）になります。

剰余金の処分計算書について表しているもので、減債積立金への積立てとして１億2,389万1,419円を、資本金の組入れとして9,059万1,596円を処分させていただくこととしています。

続きまして、344ページをお願いします。

貸借対照表について御説明いたします。

資産の部について、１、固定資産及び２、流動資産の資産合計額は87億1,356万8,778円となりました。

続いて、345ページの上段、負債の部について、３、固定負債、４、流動負債及び繰延べ収益の負債合計額は72億4,004万8,434円となりました。

続いて、資本の部について、６、資本金及び７、剰余金の資本合計額は14億7,352万344円となり、負債と資本の合計額は資本合計と同額の87億1,356万8,778円となりました。

次の346ページ以降につきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、キャッシ

ュフロー計算書や収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照いただきますようお願いします。

以上で下水道事業会計決算の補足説明を終わります。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄）　それでは、令和７年度松前町水道事業会計及び令和７年度松前町下水道事業会計の決算審査について御報告いたします。

決算書の319ページ及び369ページにあります審査意見書を御参照ください。

この審査意見は、監査委員２名の合議の結果であります。

審査の方法は、町長から提出された決算書が各事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員からの説明も受け、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書及び決算附属書類は、地方公営企業法、その他関係法令の規定に基づいて作成されており、計数は正確で、各事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されていると認められました。

初めに、水道事業会計の審査意見の概要について申し上げます。

324ページをお願いします。

資本的収支は、資本的収入が22億7,397万8,200円で、これに対する資本的支出は24億4,973万5,438円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する１億7,575万7,238円は過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。前年度に引き続き建設改良工事が増加していることで、財源対応も含め、収入、支出ともに増加しています。松前浄水場は完成しましたが、社会情勢は常に変化しており、将来の更新需要に備え、最適規模の施設による効率的な運営を目指すとともに、長期的な財政計画に基づいた安定的な経営に努めてください。

326ページをお願いします。

収益的収支は、総収益が４億7,629万892円で、これに対する総費用は４億2,319万5,787円であることから、純利益は5,309万5,105円となっており、前年度に比べ4,771万9,534円増加しています。これは、主に営業費用の減価償却費の減少と水道料金の改定による給水収益の増加によるものです。しかしながら、今後も給水人口の減少など、財政的に厳しい状況が予想されますので、経常経費の削減や徴収率向上などの経営改善に向けた取組に努めてください。

経営の健全性を示す経常収支比率は112.55％となっており、健全経営の水準とされる100％を超えています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は110.78％で、前年度に比べ12.18％増加しており、事業に必要な費用が給水収益で賄うことができています。令和７年度から段階的に水道料金の改定が行われるため、今後の経営状況はしっかり分析してみてください。

最後に、安全な飲料水を安定的に供給できる基盤づくりを目指し、令和６年３月に松前町水道事業経営戦略が見直されています。この経営戦略の基本方針に基づいた計画的な経営の実行と経営改革の推進により、財源の確保や事業の効率化を図り、水道事業の持続的、安定的な運営に努めて、引き続き町民に安全でおいしい水道水を供給されるよう要望します。

続きまして、下水道事業会計の審査意見の概要について申し上げます。

371ページ及び372ページを御覧ください。

昨年度実施した主な事業は、事業計画区域内未整備地区の管渠新設工事であり、計画的に推進していることから、着実に整備率及び普及率を伸ばしており、整備区域の拡大に伴い、有収水量は増加しています。また、水洗化率については82.7％と、前年度に比べて1.0％増加しています。収益の基盤である下水道使用料を着実に徴収できるよう、整備済区域における未接続世帯の早期接続の促進を図り、より適切な運営に向けて経営努力を続けてください。

374ページをお願いします。

資本的収支は、資本的収入が２億8,767万9,970円で、これに対する資本的支出は５億3,191万6,798円となることから、資本的収入額が資本的支出額に不足する２億4,423万6,828円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金などで補填されています。

376ページをお願いします。

収益的収支は、総収益から５億4,124万6,801円で、これに対する総費用は４億1,735万5,382円であることから、純利益は１億2,389万1,419円となっており、前年度に比べて3,329万9,823円増加しています。収益的収支には一般会計が負担している経費が含まれているため、今後も適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則に立ち、経営の健全化に努めてください。

次に、378ページをお願いします。

下水道使用料は、未収納額が前年度より減少はしていますが、引き続き未収納額の回収に努めてください。

企業債の現在高は減少してきていますが、今後も動向に注意しながら運営を続けてください。

最後に、水質保全と美しく快適な居住環境づくりの計画的推進を目指し、令和７年３月に松前町下水道事業経営戦略が見直されています。今後も厳しい経営状況が続くと見込まれますが、この経営戦略の基本方針に基づき、事業を推進し、決算分析や事後検証を行うことにより、経営の健全化に努め、安定的な事業継続を強く期待します。

以上で令和７年度松前町水道事業会計及び令和７年度松前町下水道事業会計の審査報告を終わります。

○議長（住田英次）　監査委員の報告を終わります。

議案第71号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第71号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第72号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第72号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時45分　休憩

午前11時46分　再開

○議長（住田英次）　再開します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第25　議案第73号　令和８年度松前町一般会計補正予算（第４号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第26　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第27　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第28　議案第76号　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（住田英次）　日程第25、議案第73号令和８年度松前町一般会計補正予算第４号、日程第26、議案第74号令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第２号、日程第27、議案第75号令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号及び日程第28、議案第76号令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算第２号の４件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　予算の議案書の３ページをお開きください。

議案第73号から議案第76号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第１項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案書５ページをお開きください。

令和８年度松前町一般会計補正予算第４号は、既定の歳入歳出予算に歳入歳出それぞれ４億6,608万8,000円を追加し、総額を146億9,786万8,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項については、参考資料により御説明をいたします。

参考資料の35ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防の充実のため、第５分団消防詰所の新築に係る造成工事及び防火水槽設置工事を行い、消防団活動の拠点整備を図ります。

また、防災・減災の促進のため、家具固定器具及び感震ブレーカーの購入、設置費用の一部を補助し、住宅内の耐震対策をさらに促進してまいります。

また、浸水被害を軽減するために実施している筒井地区の雨水貯留施設工事において、排水時の騒音対策、資材価格の上昇等により不足する経費を追加計上します。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、地域福祉の充実のため、民生委員、児童委員活動における物価の上昇、なり手不足の解消、活動環境の改善の必要性などに鑑み、国が当該活動に係る交付税単価を引き上げたことから、民生児童委員、主任児童委員の報償金を増額いたします。

また、子育て支援の充実では、養育医療給付費が当初の見込みを上回ることから、不足する経費を追加計上いたします。

また、健康づくりの推進では、年末年始における救急医療提供体制の確保を図るため、

不足する経費を追加計上します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、町内全ての小中学校体育館に空調設備を導入する整備工事を行います。

また、不登校児童生徒の支援教室、子どもや保護者の相談窓口及び子どもの居場所などを確保するため、教育支援センターの通信環境整備及び備品購入を実施します。

また、スポーツの振興のため、来年３月に愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会を地元メディアとともに開催をいたします。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した町内５か所の揚水施設の改修工事を土地改良事業として実施をいたします。

また、農業の振興では、多様な人材の就農促進を図るため、農業法人等が労働環境を向上するために取り組む施設等の整備事業に対し、補助金を交付します。

また、認定農業者に対し、経営規模の拡大や多角化、効率化並びに生産性向上及び安定供給体制の強化に必要な農業機械等の導入に必要な経費の一部を補助するほか、松山市農協による担い手育成に必要な農業機械、施設の整備事業及び就農候補者に対する研修事業に対して、その経費を一部補助します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、住宅施策の推進のため、老朽化している江川団地の揚水ポンプ等の取替工事を実施します。

また、老朽化が進む橋梁について、予防保全型の維持管理を行うことにより、トータルコストの縮減と長寿命化を図るため、橋梁の修繕設計及び修繕工事を実施します。

なお、補正予算の財源としましては、国・県支出金や地方債等の特定財源が４億4,238万8,000円の増、一般財源が2,370万円の増となっています。

続きまして、予算の議案書29ページをお開きください。

議案第74号令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第２号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365万9,000円を追加し、総額を30億2,745万4,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書41ページをお開きください。

議案第75号令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ332万5,000円を追加し、総額を７億1,315万5,000円とするものです。

続きまして、予算の議案書53ページをお開きください。

議案第76号令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算第２号は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,267万円を追加し、総額を32億5,709万6,000円とし、既定の介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ208万8,000円を追加し、総額を1,894万2,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（住田英次）　提案理由の説明を終わります。

議案第73号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第73号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第74号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第74号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第75号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第75号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

議案第76号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第76号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時55分　散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

松前町議会議長　　住　　田　　英　　次

松前町議会議員　　加　　藤　　博　　徳

松前町議会議員　　重　　松　　知　　之

９月７日（第２号）

令和８年第３回松前町議会定例会会議録

令和８年９月７日第３回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

１番　重　松　知　之	２番　池　内　邦　仁	３番　池　田　幸　子
４番　西　村　元　一	５番　渡　部　惠　美	６番　曽我部　秀　司
７番　住　田　英　次	８番　田　中　周　作	９番　城　村　トキ子
10番　影　岡　俊　範	11番　稲　田　輝　宏	12番　村　井　慶太郎
13番　藤　岡　　緑	14番　加　藤　博　徳	

不応招議員は、次のとおりである。

　な　　し

出席議員は、次のとおりである。

　出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

　な　　し

　地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田　中　浩　介
副　町　長	徳　居　芳　之
教　育　長	足　立　一　志
総務部長	平　村　展　章
保健福祉部長	金　子　貴　徳
産業建設部長	山　田　善　仁
出納局長	住　田　俊　哉
教育委員会事務局長	住　田　民　章
総務課長	大　西　雅　弘
財政課長	中　村　明　博
税務課長	塩　梅　敬　介
危機管理課長	金　子　裕　之

町民課長	渡辺　　司
福祉課長	佐藤真一
保険課長	楠田洋子
子育て支援課長	林　　亮
健康課長	森内美奈子
まちづくり課長	大政邦弘
産業課長	大塚英輔
会計課長	田中俊臣
上下水道課長	松本　　聡
学校教育課長	山本康誓
社会教育課長	渡部直樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中志延
議会事務局書記	中川智博

令和８年第３回松前町議会定例会

議　事　日　程　表　　№.２

令和８年９月７日（月）　　午前９時30分　　開議

日程第１　　会議録署名議員の指名

日程第２　　一般質問（提出順位）

午前９時30分　開議

○議長（住田英次）　ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（住田英次）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

２番池内邦仁議員、３番池田幸子議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　一般質問

○議長（住田英次）　日程第２、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

１番重松知之議員。

○１番（重松知之議員）　議席番号１番、重松知之。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。

まずは、松前駅周辺について。

松前駅は、郡中線の主要駅で、町の玄関口です。町は2024年10月に都市再生整備計画、松前駅周辺地区第３回変更を定め、駅前広場整備、歩道整備、義農公園広場整備を柱に掲げています。

現状としまして、町は交通、歩行、滞留、商業の各観点でどのような課題を公式に整理しているでしょうか。計画本文で示す安全・安心で歩いて暮らせる魅力ある都市の形成という大目標に対し、駅前の現況評価を説明してください。

２つ目、ＫＰＩの設定根拠についてです。

都市再生整備計画では、ＫＰＩとして、平成29年に乗降人員１日当たり1,054人から令和８年に１日当たり1,100人、令和２年に駅前広場イベント時利用者１日当たりゼロ人から令和８年に１日当たり550人、令和３年に義農公園イベント回数として年に１回から令和８年に年に５回と示しています。これら目標値の設定根拠と毎年度のモニタリング、公表方法を伺います。

３つ目、回遊性と一体整備という面から伺います。

町道西65号、67号の歩道整備、県道交差点改良、義農公園広場整備を同じ年度内に段階

的に実施できる工程になっているでしょうか。いわゆるばらばら施工で回遊が中断しないよう、工期調整と照明更新、ベンチなどのいわゆるストリートファニチャーの一体整備方針を伺います。

４つ目、財源と町負担の見通しという面から伺います。

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の活用見込額、町一般財源の標準化手法、維持管理費、いわゆるライフサイクルコストです、こちらの見込みを示してください。加えて、ＰＰＰやＰＦＩ、サウンディング型市場調査など、民間連携の検討有無を伺います。

５つ目、にぎわい創出とエリアマネジメントという観点から伺います。

計画にあるＫＰＩ、これは先ほど申しました駅前広場イベント１日当たり550人、義農公園イベント年に５回達成のため、駅前広場、義農公園の利活用のルール、これは占用、電源、ステージ、キッチンカー、夜間音量などになりますが、これと民民、官民連携のエリアマネジメント組織、例えば協議会等です、これの設置予定を伺います。

最後に、防災の観点から、浸水想定、停電時の非常電源、災害時一時滞在機能、公衆Ｗｉ－Ｆｉなど、防災拠点としての駅前広場の要件をどこまで織り込んでいるでしょうか。避難動線の確保、照度、監視の安全性確保の仕様をお示しください。

続きまして、岡田駅周辺についてです。

町では、松前駅周辺の整備が進められていますが、私は岡田地区の道路環境についても重要な課題であると考えています。特に、岡田駅から昌農内交差点、くら寿司さん方面へ向かう道路は、エミフルＭＡＳＡＫＩ周辺から岡田地区へ向かう主要な生活道路、岡田駅を利用する住民のアクセス道路、通勤、通学、買物など日常生活に欠かせない道路として重要な役割を担っています。

しかしながら、次の３点の問題があると思います。

１つは道路幅員が狭い、２つは車同士の離合が難しい箇所がある、３つ目は歩行者や自転車が安心して通行できる環境とは言い難いという現状があります。

そこでお伺いします。

１つ目、この道路について町は安全性や交通環境をどのように認識しているのでしょうか。２つ目、将来的な道路拡幅や歩道整備についてどれくらい具体的に検討しているのでしょうか。

以上についてお聞かせください。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　駅前整備のうち、まずは松前駅前から義農公園の整備についてお答えします。

１点目の松前駅前の現況評価についてです。

松前駅周辺は、かつて商業や交通、人々の交流の中心として発展してきた、本町の歴史的な市街地の一つです。

一方、近年は人の流れが変化し、空き店舗や空家、低未利用地が増加するなど地域の活力が低下しているほか、狭い道路や十分でない歩行空間など、安全性や回遊性にも課題があると認識しています。

第５次松前町総合計画では、松前駅周辺を既成市街地の副核と位置付けており、今もなお本町の玄関口の一つであるとともに、義農公園や旧商店街を含めた歴史と文化の拠点です。安全・安心で歩いて暮らせる魅力ある都市の形成という大目標に照らしても、松前駅前から義農公園に至る一帯の歩行空間の確保と回遊性の向上は、本町にとって重要な課題であると認識しております。

駅前広場は、現在ロータリーの形状まで整備しており、令和９年３月の供用開始を予定していますが、当初の予定より遅れている状況でございます。

また、駅周辺の道路については、駅前広場整備とは別に、安全性や利便性の向上が必要であると認識しております。

今後も、松前駅前から義農公園に至る一帯を意識しながら、それぞれの施設を着実に整備してまいります。

続きまして、２点目のＫＰＩの設定根拠についてお答えします。

御質問の３つの指標は、都市再生整備計画において、事業の効果を確認するために設定したものです。

松前駅の乗降客数は１日1,054人を基準値として1,100人を、駅前広場のイベント時利用者は１日ゼロ人を基準値として550人を、義農公園のイベント開催回数は年間１回を基準値として５回を、それぞれ目標値としています。

これらの目標値は、具体的な算定式や積算根拠に基づいて算出したものではなく、計画策定時に事業によって目指す水準として設定したものです。

毎年度のモニタリングは行わず、計画全体としての達成状況の評価、公表は、計画期間終了時に行う事後評価によることとしており、現行計画については令和９年度に事後評価を行い、その結果を町ホームページ等で公表します。

ただし、駅前広場については、用地取得が計画どおり進まなかったことから規模を縮小して整備することとなり、当初想定していた規模のイベントの開催が困難となりました。

また、義農公園も計画期間内には整備が完了しません。このため、現在の整備内容や事業工程に即した指標となるよう見直しをします。次期計画の義農公園については、現時点では公園再整備と義農精神を実践するボランティア活動の実施件数を指標とすることを検討しております。

３点目の各事業の工程調整についてお答えをします。

都市再生整備計画では、町道西65号線及び西67号線の歩道整備、松前駅前広場整備並びに義農公園再整備を一体の事業として位置づけ、松前駅から義農公園までの安全な歩行空間と回遊性の確保を目指しています。

しかしながら、県道交差点の改良は愛媛県、駅舎や鉄道施設は伊予鉄道、町道や広場、公園は町がそれぞれ事業主体となります。

さらに、用地や施工条件、交付金の配分、関係機関との調整などがあるため、全ての工事を同一年度に切れ目なく完成させることは、現実的には容易ではありません。町が実施する事業の現時点の見通しとしましては、駅前広場整備、義農公園再整備を先行して進め、その後、町道西65号線及び西67号線の歩道整備の順に事業を進める計画としていますが、用地取得や関係機関との協議の進捗によって前後する可能性はあります。

町としましては、可能な限り関係機関と工程を調整し、工事中も歩行者、とりわけ通学する児童生徒や高齢者の皆様の安全な動線を確保しながら、順次整備を進めてまいります。

照明、ベンチ等についても、景観や使いやすさに一定の統一感を持たせることは重要と考えております。

一方で、設置後の維持管理費や更新費用も考慮し、必要性や利用実態を見極めながら、過剰な整備とならないよう適切に配置してまいります。

次に、４点目の財源と町負担についてです。

現行の都市再生整備計画では、社会資本整備総合交付金を活用し、交付対象事業費を４億6,900万円、国の交付金を１億8,760万円見込んでおります。

令和９年度から予定している都市構造再編集中支援事業では、同じく社会資本整備総合交付金の枠組みの中で、交付対象事業費を８億8,500万円、国の交付金を４億4,250万円見込んでおります。

なお、町道の歩道整備など、対象となる工種によっては防災・安全交付金の活用が可能な場合もあり、事業内容に応じて最も有利な交付金メニューを選択できるよう、今後精査をしてまいります。

国の交付金については、各年度の事業内容や工程に応じて必要額を精査し、必要な額を国へ要望してまいります。

一般財源の平準化については、現時点で具体的な手法を定めているものではありませんが、地方債など有利な財源の活用を検討し、特定の年度に過度な負担が集中しないよう事業を進めてまいります。

維持管理費については、施設の詳細な仕様や管理方法により異なるため、現段階で確定した金額を示すことはできませんが、更新費を含むライフサイクルコストの低減に努めて

まいります。

最後に、ＰＰＰ、ＰＦＩについては、今回の道路、駅前広場、公園等の基盤整備そのものは、町が主体となって実施することが基本です。

一方、完成後の利活用や運営については地域団体や民間事業者との連携が重要であり、必要に応じてサウンディングなどの手法も検討してまいります。

５点目のＫＰＩ達成のための利活用ルールとエリアマネジメント組織の設置予定についてです。

駅前広場は、用地取得が計画どおり進まず、当初計画から規模を縮小したため、イベントの開催自体が困難であることから、指標の見直しを行う予定です。このため、駅前広場については、まず送迎時の乗降や駅利用者の安全性、利便性の向上を図ることを基本としております。

一方、にぎわいや交流の場としては、今後整備する義農公園の活用を進めてまいります。義農公園には、チャレンジキッチンとして利用できる建物やキッチンカーが出店できるスペースを整備するほか、スポーツ活動や地域イベントなど多様な活動ができる公園とする方針です。

占用や行為許可、利用時間、音響、夜間利用、キッチンカーの出店等に関する具体的な利用ルールについては、今後、松前町都市公園条例との関係や管理運営方式等を踏まえて整理するものであり、義農公園の供用開始までに一定の方向性を取りまとめたいと考えております。

また、義農公園再整備と並行して社会実験を行い、実際の使われ方や周辺への影響、管理運営上の課題などを検証し、その結果を施設配置や利用ルール、供用開始後の管理運営に反映してまいります。

エリアマネジメント組織の設置予定は現在のところありませんが、基本計画段階のワークショップの参加者等の間では、義農公園を育てる会の発足に向けた動きも生まれてきています。行政が最初から組織の形を決めるのではなく、こうした自主的な動きを大切にしながら、地域住民、地域団体、事業者等が関わる仕組みを検討してまいります。

６点目の防災機能についてでございます。

松前駅前広場は、津波及び洪水の浸水想定区域に含まれており、防災拠点としての位置づけはされておりません。このため、駅前広場に指定避難所と同等の非常電源、備蓄、公衆Ｗｉ－Ｆｉ等の機能を一律に整備することは、現時点では考えておりません。

一方、平常時の安全性が災害時の円滑な避難にもつながることから、歩行者と車両の動線の分離、段差の解消、必要な照度の確保、周囲からの見通しなど、避難動線や防犯性に配慮した安全性の確保については、整備の中で適切に対応してまいります。

限られた財源の中で、駅前広場が担うべき役割を明確にし、必要な機能を確実に整備を

してまいります。

次に、岡田駅から昌農内交差点に向かう道路の整備についてお答えをします。

初めに、道路の安全性や交通環境に対する認識についてです。

岡田駅前から昌農内交差点に向かう県道砥部伊予松山線は、児童生徒の通学路であるとともに、当該交差点周辺には郊外電車の駅や農協、松山生協などが立地していることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が利用される道路です。

しかしながら、当該区間は車道、歩道ともに幅員が狭く、車両の離合が困難であることから、歩行者と自転車、車両同士の接触事故の危険性があります。また、緊急車両の進入が困難となる場合も想定され、消火活動や救命活動に支障を及ぼすおそれがあるなど、安全上の課題が多くあることは以前から十分に認識をしております。

次に、将来的な道路拡幅や歩道整備についてでございます。

当該道路は県道であることから、道路拡幅や歩道整備などの具体的な事業は道路管理者である愛媛県において実施されるものです。このため、町が単独で整備内容や事業時期を決定することはできません。

一方で、町として、県道であることを理由に県の対応を待つだけでなく、これまで県に対し積極的に整備を働きかけてまいりました。

特に、松山生協岡田店付近から昌農内交差点までの狭隘区間については、長年の懸案事項であることから、継続して整備を要望してまいりました。こうした中、令和６年度には基礎調査を実施していただくとともに、同年度の知事要望におきまして、私自身が当該区間の危険性や整備の必要性を強く訴え、早期の整備を要望したところ、翌令和７年度には、前年の基礎調査を踏まえた詳細設計を実施していただくなど、整備に向けた具体的な取組が着実に進められております。

県内には数多くの県道があり、それぞれの地域から多くの整備要望が寄せられていることから、要望すれば直ちに整備が実現するものではありません。

そうした中、本区間においては、町が長年にわたり継続して要望を行うとともに、県に対して整備の必要性を強く訴えてきた結果、具体的な調査、設計が進められているものと受け止めております。

したがいまして、本件につきましては、町が今後検討を始めるという段階ではなく、既に道路整備に向けた具体的な取組が進められている段階にあります。町としても、危険性を認識するだけにとどまらず、その改善に向け、これまでも継続して県に働きかけてきたところでございます。

もっとも、道路整備の実施に当たっては、測量、設計や関係機関との協議、地権者や近隣の皆様の御理解と御協力など、様々な手続や調整が必要となります。このため、調査や設計が進められているからといって、直ちに道路整備が完了するものではございません。

町としては、まず現在、県において進められている当該区間の道路整備について、歩行者の安全確保や交通環境の改善が着実かつ可能な限り早期に実現するよう引き続き県に働きかけるとともに、地元調整など、町として必要な協力を行ってまいります。

また、それ以外の区間につきましても、道路の利用状況や通学路としての安全性、今回の整備の進捗状況などを踏まえ、必要な整備について、道路管理者である県に対し要望してまいります。

最後に、現在県において検討されている道路整備の内容についてお答えをします。

当該区間については、道路幅員を10メートルとし、車道は7.5メートル、歩道は2.5メートルの片側歩道とする計画となっております。これにより、現在の狭隘な道路状況が改善されるとともに、歩行者の安全が確保され、車両の円滑な通行にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次）　重松知之議員。

○１番（重松知之議員）　いろいろ答弁いただきありがとうございます。

岡田駅からくら寿司さん方面に向かう道路については、長年住民の方が非常に熱望していたというか、悲願であると思いますので、ぜひぜひ計画どおり進めていっていただきたいと思います。

松前駅周辺の整備については、当初の予定より遅れているということなのですが、やはり町の玄関口としての非常に大事なところであると思いますので、遅れることがないよう何とか進めていってもらえたらと思っている状況でございます。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次）　重松知之議員の一般質問を終わります。

13番藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　ただいま議長から発言のお許しをいただきました13番藤岡緑でございます。私の一般質問を始めたいと思います。

まず最初に、夏場の大規模地震被災地のことから学ぶことということで、皆さん御存じのとおり、令和８年の熊本地震から約１か月がたってるんですけれども、10年前の同地区の地震と比較していろいろな課題が見えてきたと思います。これらの課題を当町の今後の防災対策に生かしていけたらと思います。

令和８年７月28日、最大震度７を観測した熊本地震、連日40度に迫る猛暑の中、発災し、ライフラインの中でも一番必要とされる水、水道が断水しました。被災地への道路が各所で隆起、陥没などにより寸断され、物資輸送を困難にしていて、十分な支援につながりにくい状態になっていました。

特に、指定避難所でない仮設避難所の住民や、自宅や車中で避難生活を送る人たちの把

握ができにくい状況の中、熱中症や感染症の危険性が増加し、さらに水や食料品、トイレの問題などで災害関連死につながるおそれが出てくる事象が増えておりました。

10年前にも同じように大きな、ちょっと地域は違ってるんですが、熊本エリアのところで10年前にもこういう大きな地震がございました。

しかし、10年前の教訓が十分に生かされない苛酷な状況下での避難生活を、私の関係防災士やその組織からの報告でいろいろお聞きし、夏場の避難所運営とか備蓄品について、再度見直しが必要だなというふうに感じました。

もちろん、指定避難所となる小中学校の体育館のエアコン設備などはもう急務であると感じましたが、この点については町としても国からの支援を基に実現できそうなので、大変期待をいたしております。

また、自治体等各自主防災組織が持つ備蓄品の見直しや内容把握などは、ＤＸ推進によりスピーディーかつ明確に行えるのではないでしょうか。さらに言えば、被災地域を明確に把握し、時間経過に伴う物資の変化を的確に把握できれば、プッシュ型支援もより有機的なものになっていくのではないでしょうか。

現実に、昨年の総務産建の研修で多賀城市のＢ－ｏｒｄｅｒというものを研修に行かれたということで、私はそのときは委員会でなかったので行ってないのですが、仲間のお話とか、あるいはそのとき多分、危機管理課の課長も行かれていると思いますが、備蓄品手配とか管理に関するシステムについて、大変画期的なことをやっていたということを聞いております。

こういったことをヒントにして、いいアイデアができているのではないかと期待もするところなんですが、まずはこの夏場の避難所運営、そしてまた指定でないところのそういった人々に対する支援、そういったものについて私たちこの松前町でこういうことが起こった場合どういうふうに対処していくのか、そのあたりのことをお聞きしたいと思います。そのことで、町の考えを伺います。

それから、これに関連して２番目として、今回の地震では大きな被害の一つとして地震後にイオンの大型ショッピングセンターが爆発するという悲惨な事故もございました。町内にも同じような規模の大型ショッピングセンターがございます。今回の原因と考えられているプロパンガスの配管設備などを確認し、町民の安心・安全の立場から、再度被災想定後の避難誘導とか行動規定なども確認、見直しをしていただくような要請は町からできないものでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

まず、これをお願いします。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之）　夏場、酷暑期の大規模地震被災地の復旧対策から学ぶこと

についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今回の熊本地震は、40度に迫る猛暑の中で発災し、断水や道路の寸断による影響で物資輸送が困難になるなど、極めて深刻な状況が生じました。特に、指定避難所でない指定避難所以外の避難所の住民や自宅避難者の把握が困難な状況の中、熱中症や感染症、衛生環境の悪化など、災害関連死につながりかねないリスクが顕在化しています。

また、10年前の熊本地震の教訓に加えて、今回の地震では、酷暑下における避難所の環境整備の在り方や大型商業施設等に対する安全確保対策への関わり方など、新たな課題が明らかになったことから、本町ではこれまで進めてきた災害対策と併せて、新たな課題に対する対応策の構築を進めてまいります。

初めに、酷暑下における避難者の把握と健康管理についてお答えいたします。

本町が導入している避難者マネジメントシステムは、避難所の開設状況や避難所で受け付けた避難者の入退所情報を一元的に把握する上で有効なシステムです。

一方で、自宅や車中、親戚宅、自治会等が独自に開設した避難場所などで生活する方については、避難者マネジメントシステムだけで自動的に把握できるものではありません。

このため、自治会や自主防災組織からの報告、避難者本人や家族によるスマートフォンからの登録、職員や保健師等による巡回確認を組み合わせ、指定避難所以外の避難者についても把握できる仕組みが必要であると考えております。

今後、これらの情報をｋｉｎｔｏｎｅなどで一元管理し、避難場所、世帯人数、健康状態、必要な物資及び支援状況を災害対策本部で共有できる仕組みの構築について研究してまいります。

次に、備蓄品、物資支援体制及び避難所空調の見直しについてお答えいたします。

国では、令和２年度から、国、地方公共団体及び民間事業者の間で、支援物資の調達、輸送等に必要な情報を共有する物資調達・輸送調整等支援システムを運用してきました。

令和７年４月からは、令和６年能登半島地震で明らかになった課題等を踏まえ、備蓄状況や配送状況を可視化したクラウド型物資管理システムＢ－ＰＬｏの運用が開始されています。

本町においても、平時から町が保有する備蓄物資の品目、数量、保管場所、使用期限などを適切に登録、更新するとともに、発災時には、指定避難所だけでなく、在宅避難者や車中泊者などのニーズについても迅速に把握し、Ｂ－ＰＬｏを活用して国、県、物資拠点及び民間事業者との調達、輸送調整を行います。

ただし、システムを導入するだけで必要な物資が自動的に届くものではありません。現場のニーズを正確かつ継続的に把握し、システムに反映する運用体制が重要であることから、平時から職員訓練を実施するとともに、通信障害や道路寸断が発生した場合の代替手

段についても検討してまいります。

また、町の備蓄だけでなく、各自主防災組織が保有する飲料水、食料、簡易トイレ、発電機、衛生用品などについても、品目、数量、保管場所、使用期限などを共通様式で整理し、町全体の備蓄状況を一元的に把握できるデジタル備蓄台帳の整備を検討します。

その情報を定期的に更新することで、発災時にどこに何があり、どの地域に何が不足しているかを早期に把握し、Ｂ－ＰＬｏによる広域的な物資調整と、町内における物資の融通、配送の双方に活用できる体制を構築してまいります。

指定避難所となる体育館の空調整備については、小中学校６校及び松前公園体育館を令和９年度までに整備し、小中学校６校を令和９年12月から、松前公園体育館を令和10年４月から使用できるように現在進めております。

また、大規模地震では停電が発生することも想定されるため、空調設備の整備だけで対策が完結するものではありません。非常用電源の確保、可搬型冷房機器、飲料水や経口補水液、保冷剤等の熱中症対策用品、冷房設備を備えた施設への２次避難などを組み合わせ、酷暑時の避難環境の確保に取り組んでまいります。

次に、大型商業施設のガス設備及び避難誘導体制についてお答えいたします。

熊本地震におけるガス爆発事故については、現時点ではＬＰガスが原因である可能性が高いとされていますが、具体的な漏えい箇所や着火に至った経緯については、関係機関による調査が続けられております。

本町としては、今回の事故を踏まえ、エミフルＭＡＳＡＫＩに対し、ガス設備等に関する状況確認を行い、災害時の対応について十分な計画、対応がなされていることを確認しております。

なお、現在調査が続けられている熊本地震におけるガス爆発事故の原因などが判明した際には、その結果を踏まえて、改めて町からエミフルＭＡＳＡＫＩに対して、都市ガス及びＬＰガス設備の安全対策、地震発生時の緊急遮断、施設内の安全確認、来場者の避難誘導、テナントを含めた初動体制について点検するよう要請をいたします。

町がガス設備の技術基準への適合を直接検査するものではありませんが、消防、ガス事業者、県及び国の関係機関等と情報を共有し、事故原因の調査によって新たな知見や対策が示された場合には速やかに施設側と共有し、必要な対策を求めてまいります。

今回の熊本地震は、酷暑、断水、停電、道路寸断が重なる中で、指定避難所以外の場所で生活する被災者をどのように把握し、必要な支援を届けるかという課題を改めて浮き彫りにしました。

本町としましても、システムを導入するだけで対策が完了するものでないとの認識に立ち、デジタルと地域のつながりを組み合わせた避難者把握、町全体の備蓄情報の一元管理、道路寸断を想定した分散備蓄、停電時を含む酷暑対策及び民間施設との連携を具体化

してまいります。

今回の教訓を本町の地域防災計画、避難所運営、備蓄計画及び防災訓練に反映し、災害関連死を防ぎ、誰一人取り残さない防災体制の構築に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次）　藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　いろいろな方策を用いて、いろんな角度から防災を立体的にしていこうという、この姿勢は非常に私も今後も続けていっていただきたい姿勢だと思っております。で、今の時代ですから、いろんな形でシステムは進んでいると思います。そして、私たちが防災士になりまして自主防が立ち上がった頃には、全部手書きで、何がここにあり、何がと、それをそのたんびに書き換えたり、個別計画についてもそうなんです。年齢がいけば、どこに行かれたとか全部手書きでやってたことから考えますと、非常にそういった面では利便性がよくなったなと。

ただ、それだけに頼ってても、結局そういうのが故障したり、あるいはそのシステムに何か問題が起こったときには全てが分からなくなってしまうというようなことにならないように、双方向からいろんな、私たちのようなデジタルではないアナログ的なものも、本当に災害時のときには電気も何もかもシャットダウンしたときは、逆にそういうアナログ的なものが必要になってくることがあるわけなんです。だから、双方向的にやっていただきたいなという気持ちでおります。

先ほどの中で、ｋｉｎｔｏｎｅについて、情報の一元管理化っていうことでおっしゃっていただいたんですが、この共有できる仕組みの構築について研究してまいりますと書いているんですが、やはりスピード感というもので考えた場合、今どの段階で、いつ頃そういったものがある程度具体化できるのかということについては、危機管理課としてはスケジュール的なもの、もし具体的に分かっているようでしたら教えていただきたいなと思ったんですが。

○議長（住田英次）　金子危機管理課長。

○危機管理課長（金子裕之）　失礼いたします。

藤岡議員から今御質問いただきました。答弁のほうで御説明させていただきましたｋｉｎｔｏｎｅでの一元管理についてお答えいたします。

まず、現在でございますが、チームワークシティまさきプロジェクトを実施しておりまして、その中で町全体のそういう事務効率を図る上での作業を行っておりますが、それに伴いますのはサイボウズさんが伴走支援をしてくださっております。

そういった中で、先般町職員が熊本地震の被災地支援のほうに行ってまいりましたが、そこでもｋｉｎｔｏｎｅによる受付等が利用されていたそうです。そういった全国的にも先進地はそういうところが進んでおりますので、私どもにおきましても、そういった避難

所の受付をどういった形でｋｉｎｔｏｎｅでシステム構築しているか、そういったものを情報共有させていただきながら、地震はいつ起きるか分かりませんので、一日も早くそういう体制が構築できるような形で今後進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次）　藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　やはり職員の方が実際の現場に行かれていろいろと情報共有できるような材料を持って帰られたことについては、非常に意味があったと思います。

実際のところで、本当に酷暑の中で職員の方々も、期間は短いとはいえ、その中で同じ目線でやっておられた、そういった方々に対して本当に私も感謝申し上げます。

そういう現場の声を、そしてそれを先進的なものを使って、よりスピーディーに行っていかれたということについては、ぜひ情報共有して少しでも早く実現化できるような形に体制をつくっておかないと、本当にいつ起こるか分からないですし、地震だけでなくて、最近非常に大雨とか雨の状況もひどくで、あれこそ本当にもう寸断されて、何も身動きが取れなくなるような状況になりますから、そういったときにいろんなところで、どこで誰がどういう状況だっていうことを把握するための本当に細かい、そういう対策が必要じゃないかなというふうに思います。

そして、いろいろ防災をやっていく上において、例えば体育館のことなんかだったら教育委員会、それからこういうシステムのことになったらまた財政課とか、いろんな課と連携をしながら危機管理課もやっていかないといけないと思うんですが、やっぱり総合的に連携を組みながら、少しでも早く双方向でシステムが確立し、そして住民の方が安心して生活ができる、もし何かがあったときでもそういったことについての対応ができるという、町がそういうことをやっているっていうことについてもしっかりと広報していただきたいと思うんです。

町が何もやってないとかそういうんじゃなくて、町はこういうふうにして今いろんなことを、学んだことを次から次へといろんな形でやっていってるということを、ぜひ住民の皆さんにもお知らせし、広報していただきたい。それが、やはり住民の人たちも、こういうことが起こったらこういうふうになるんだなという、今すごく熱い時期だと思うんです。いろいろ災害が全国で起こってますから。ですから、こういう時期を非常に大切にしていただきたいなというふうに思います。

それから、これに関しまして、エミフルのことで例のガス爆発ではないかなということで今調査中だということのようなので、まだはっきりした原因というか、解明まではいってないというところなんですけれども、いろんな形で見えてきたことがあって、それが少しでもまとまった形になったときには、その初期体制というか、こういうことをしたいと、こういうことが起こったときにはこういうふうにするということについては情報共有

をして、新たな知見とか対策が示された場合は施設側と共有して必要な対策を進めていくということですので、これはぜひやっていただきたいと。

多分、これもう既にこのことについては一般の住民の人たちは大分ちょっと薄れてる。そのときは、すごく熱かったんで、要は住民の人たちが先に誘導されて助かったけど、お店の方が残念なことに戻って、それもいろんな理由が考えられるんですけれども、そのことによって事故に遭われて、結局二次災害的な感じで亡くなった。そういうことのないような、また町民が巻き込まれないような、そういうようなことが、やっぱりそういう原因がはっきりしたときにはぜひそういったことをきっちりと施設側と共有して、必要な対策を求めていっていただきたい、この姿勢をお願いいたしたいと思います。

以上で１番についての質問は終わりたいと思います。

それでは、引き続きまして、在住外国人の方とともに地域コミュニティを活性化させていく方策ということで質問させていただきます。

長期在住の外国人の方が積極的に地域コミュニティに参加できるようにして、地域の担い手として活躍してもらうことで互いを理解し、地域活動も活性化できる方策になるのではないかと私は考えております。

2025年末には県内の在留外国人数は２万人を超えていますが、町内の長期在住の外国人の方々も増えているのではないでしょうか。いろいろな場面で私も外国人の方々を日常的に見かけるようになりましたし、家族としてしっかり根づいておられる方々も多くなってきていると感じます。

一方で、少子・高齢化が進む町内では、地域行事の続行に苦慮しているコミュニティが増えております。外国人の方々にも地域の一員として、防災訓練とかお祭り、用水路の清掃などに積極的に参加してもらい、ふだんからのコミュニケーション化が進んでいけば、生活習慣とか文化の違い、そういったものからくる地域住民の不安、不満、そういったものも解消され、お互いの理解につながっていくのではないでしょうか。そして、将来的には地域リーダーにも積極的になっていただくような方も出てくるんではないかと。そのためにも、地域リーダー養成講座など参加できるような仕組み、特に言葉の壁などもございますので、行政としてもそういったものについて考えてもらえないでしょうか。町の考えをお伺いいたします。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

中村財政課長。

○財政課長（中村明博）　在住外国人の方とともに地域コミュニティを活性化させていく方策についてお答えします。

我が国では、少子・高齢化と生産年齢人口の減少が急速に進んでおり、産業や地域社会を維持していく上で、外国人材の力を必要とする場面は今後ますます増えていくものと認

識しています。

愛媛県内の在留外国人数は、令和７年12月末現在で２万282人となり、過去最多を更新しています。また、本町に住民登録のある外国人は、令和８年７月31日現在で408人となっており、着実に増加しています。既に、外国人住民は一時的な滞在者というだけではなく、町内で働き、家族と暮らし、地域社会を共に支える存在となっています。

議員御指摘のとおり、人口減少や高齢化により、祭りや防災訓練、環境美化活動などの担い手不足が課題となる中、外国人住民にも地域の一員として参加していただくことは、地域活動の活性化だけでなく、日頃から顔の見える関係を築き、文化や生活習慣の違いから生じる不安や行き違いを減らす上でも、大変意義のあることだと考えています。

特に、災害時には、言葉や文化の違いが避難行動や情報伝達の支障となることがあります。その一方で、平時から地域とのつながりがあり、防災訓練などに参加していれば、外国人住民自身が支援を受ける側だけでなく、地域を支える側として力を発揮していただくこともできます。

本町では、本年度、愛媛県国際交流センターと連携し、まさき日本語教室を開始しました。町職員もその運営に関わっており、日本語の学習に加え、買物、ごみの分別、病院の利用など、地域で生活する上で必要な知識を学ぶとともに、コミュニティバスを利用した町内活動や防災教室も実施することとしています。

また、日本人のサポーターにも参加していただき、外国人住民と地域住民が日本語で交流する機会を設けています。まずは、この日本語教室を単なる語学学習の場にとどめず、外国人住民と地域をつなぐ入口として育てていきたいと考えています。その上で、自治会や自主防災組織などに教室の活動を周知し、防災訓練、祭り、清掃活動などへの参加につなげるとともに、分かりやすい日本語や多言語による情報提供についても工夫してまいります。

一方で、ともに地域社会で暮らしていくためには、日本の法令や地域の生活ルール、文化や慣習を理解し、尊重していただくことが大前提です。これは、外国人住民だけに求めるものではなく、日本人を含め、地域で生活する全ての人に共通する責任です。

法令違反や町民の安全・安心を脅かす行為については、国籍を問わず、警察や出入国在留管理機関などの関係機関と連携し、適正に対応しなければなりません。そのためにも、外国人の受入れ段階における事業者の適切な人材確認と来日後の日本語教育、生活ルールや法令に関する教育が重要です。

本町としても、国や県、関係機関、受入事業者、地域住民と連携し、外国人住民を孤立させることなく、必要なことをきちんと伝え、互いに理解できる環境を整えてまいります。

国籍や文化の違いを対立の理由とするのではなく、互いの違いを認めながら、同じ地

域、同じ社会で暮らす一員として共に支え合う、そうした調和のある地域社会を目指し、外国人住民の地域参加と多文化共生の取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次）　藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　今お答えいただいたことで、非常に私も共通する感覚でございますが、ひとつ先ほどそういう日本語だけの言葉だけではなくて、いろんな生活ルールとかそういったことについても勉強していただけるようなものを、本年度から愛媛県国際交流センターと連携をし、まさき日本語教室として開始しているということなんですが、私も恥ずかしながらこれは知りませんでした。やはり広報をしっかりとしていただいて、私たちもそういったものが利用できるということをやっぱりみんなに伝えていかないといけないんではないかなというふうにすごく感じました。

確かに、一番問題になってることっていえば、やはり今治市の造船のところで非常に外国人の方が多いみたいなんですけど、家族で来られてる方と、それから技能を訓練するために長期におられてる方と、ちょっと立場が違うと思うんですけれども、一番そこでやっぱり問題になってるのは、ごみの分別の問題と、それから夜そういう方々が結構遅い時間までわいわい騒いで、騒音問題が地域の方々と遊離したりとか問題化されてるっていうことをよく聞きますので、やはり先ほど課長が言われたように、生活のルールとかそういったことを徹底することによって、彼らは知らないことによってそういう遊離した状態になってる場合が多いと思うので、知ってることによって、こういうことは日本の文化には相入れないものだなと、こういったことは日本の文化として、自分たちの国の文化ではないけれども、こういう文化に一緒に共有していけば非常にうまくいくんだということをやっぱり知っていただくためには、時間もかかると思うんですけれども、やはり私たちがそれに関わり、積極的に、ただただ外国人は何とかだっていうふうに枠組みをしてしまうのではなくて、やはりこういう時代ですから、ぜひそのコミュニティの一員として一緒になって生活をし、暮らしができるようになれば松前町も随分と、松前町自身も国際化し、そしてまた住民の方々もいろんな方々と多様化の文化に整合していくんではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう形でお願いしたいなというところはございます。

それから、私がちょっと言いましたのは日本語教室ということだけだったんですけど、例えば何か住民の方で地域の養成講座みたいな、そういう外国人と、何かここに書いてましたね、サポーターのような方の養成なんかもするような講座とか、そういったものは特に今はないんですか。

○議長（住田英次）　中村財政課長。

○財政課長（中村明博）　今年度の取組といたしましては、先ほど申し上げましたまさき日本語教室に限りますけれども、今後、議員御指摘のとおり、日本語で優しく日本語を教

える方というのも必要と考えておりますので、そうした指導される方の講座についても、町または関係機関と連携して進めていくことを検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次）　藤岡緑議員。

○13番（藤岡　緑議員）　ぜひ進めていただきたいなというふうに考えます。

以上で私のほうの一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（住田英次）　藤岡緑議員の一般質問を終わります。

10番影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員）　議席番号10番、公明党、影岡俊範。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、学校教育のデジタル教育について質問いたします。

四国中央市は、今年２月に全国ＩＣＴ教育首長協議会主催の日本のＩＣＴ教育アワードで総務大臣賞を受賞いたしました。市が推進するデジタル教育では、ＩＣＴ活用をめぐる教職員間のスキル格差の課題に対し、教職員研修プログラムを展開しているとのことであります。大学や民間企業と連携して、基本から実践的な応用まで多岐にわたる研修を年間30回以上実施しているとのことであります。

また、子どもたちがデジタル社会のよき使い手となり、責任を持ってテクノロジーを自律的に活用し、社会に貢献、参画するためのスキルや課題解決力を育んでおります。

さらに、学校内だけではなく、家庭とも学びを共有し、保護者や地域を巻き込んでネットとの健全な関わり方を考える仕組みをつくっております。

市内の小学校では、各学級にＩＣＴ係が設置されており、大人に言われたルールを守るだけではなく、子どもたち自身がデジタル機器の適切な活用やマナーを考え、クラスや学校をリードする自主性が育まれております。

当町においても、これらを参考にした取組を推進する考えはあるか、問います。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志）　デジタル教育についての御質問にお答えします。

本町では、ＧＩＧＡスクール構想により整備した１人１台端末を、調べ学習、意見の共有、協働的な学習、家庭学習など様々な場面で活用をしています。

今後は、ＩＣＴの活用を通じて学びの質を高め、児童生徒がデジタル社会の一員として情報を正しく判断し、責任を持って主体的に活用する力を育てることが一層重要になると認識をしております。

御紹介のあった四国中央市は、令和８年２月、第８回日本ＩＣＴ教育アワードにおいて総務大臣賞を受賞し、民間企業等と連携した教職員研修、インターネットを使用する際に

責任ある行動を促すことを目的とするデジタル・シティズンシップ教育、各学級におけるＩＣＴ係の活動など、教育ＤＸを総合的に推進しています。

本町においても、教職員間でのスキル格差の是正や、授業のどの場面でどのように活用することが児童生徒の理解や主体的な学びにつながるのかという視点に立った実践的な研修を行っています。

また、児童生徒に対しては、インターネット上の危険を避けるための知識やルールの指導をする中で、児童生徒が自分で考え、よりよい使い方を選択できるようにすることを進めています。

しかしながら、インターネットを使った様々な問題が増加している状況があり、今後のデジタル教科書やＡＩ、小中学校への情報教育の導入に伴い、ＩＣＴ教育の重要性がさらに増してきています。

今後、それらの問題にも対応できるよう、四国中央市など他市町の先進事例についても各学校と共有し、教職員の研修、児童生徒の情報活用能力の育成、学校と家庭が連携した取組を進め、誰一人取り残さないＩＣＴ教育を充実させてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次）　影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員）　御答弁ありがとうございます。

御答弁を聞いておりましたら、基本的に四国中央市がやっている趣旨の内容は、当町においてもそれに沿うような研修だとか、そういうものを実施されているということを認識いたしました。

さらに、いわゆる四国中央のよいところ、取り入れられるところ、ほんで松前町でもっと発展させることができるようなものがあれば、それを推進していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、子育て支援。紙おむつ券支給とサブスクリプションサービスについてお尋ねいたします。

松山市では、紙おむつに関して紙おむつ券と施設での紙おむつの提供、サブスクリプションサービスの双方が実施されています。

松山市愛顔っ子応援券は、対象が松山市に住民登録がある第２子以降の子どもを出生して養育している保護者で、満１歳未満の子どもが対象。支給額については総額５万円分ということです。使える場所、対象品については、松山市内の登録店舗で県内企業の対象商品、花王株式会社メリーズ、大王製紙株式会社グーン、ユニ・チャーム株式会社ムーニー、マミーポコの購入に使用できます。

当町でも、子育て世帯の経済的支援を軽減し、地域経済を活性化するために松前っ子おむつ券を支給しております。子育て世帯の負担軽減と保育現場の業務効率化、労働環境の

改善を同時に実現し、社会全体で子育ての質を向上させることを目的とする紙おむつのサブスクリプションサービスを当町も採用する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

金子保健福祉部長。

○保健福祉部長（金子貴徳）　紙おむつ券支給とサブスクリプションについてお答えします。

まず、紙おむつ購入に対する支援として、本町では第２子以降を対象として、県や県内企業と連携して実施する愛顔っ子応援券を交付しています。

この制度は、議員から御説明いただきました松山市の紙おむつ券制度と同様です。本町では、さらにこれに上乗せする形で、令和６年４月からは、町独自に第１子を対象とする松前っ子おむつ券を交付しており、全ての乳児を対象に紙おむつの購入を支援しています。なお、いずれも対象乳児１人につき５万円分の券を交付しています。

次に、紙おむつのサブスクリプションについて、松山市では、令和５年４月から公立直営の保育所及び認定こども園15園で、希望する保護者を対象に、園内で使用する紙おむつの定額使い放題サービスを導入しています。

この制度は、希望する保護者が松山市の選定した民間事業者と直接契約して月額利用料を支払い、それを受けた民間事業者が紙おむつを園へ納入する仕組みとなっています。サブスクリプションを利用することにより、保護者は紙おむつを店舗等で購入し、園へ持参する必要がなくなります。

一方で、本町がサブスクリプションを導入するには、保護者の利用希望や月額料金に対する負担感、紙おむつのメーカーや種類、肌に合わない場合の個別対応、既存のおむつ券との関係、保育現場の業務負担の軽減につながるかなどを整理していかなければなりません。

このため、町立保育所の実態を調査いたしましたところ、保護者においては、おむつに１枚ずつ名前を記入するのではなく、購入時のパッケージに名前を記入し保育所に預けるだけであることから、大きな負担とはなっていないと思われます。また、保育の現場におきましても、現状の管理に特段の負担感は感じていないとのことでした。

仮にサブスクリプションを導入した場合には、家庭からの持参とサービス利用が混在することによる管理の複雑化が懸念され、必ずしも負担の軽減に直結するとは言い難いと考えております。

今後は、保護者や保育現場の状況を注視しながら、サブスクリプションの導入については慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（住田英次）　影岡俊範議員。

○10番（影岡俊範議員）　御返答の中で、基本的には調査していただいて、松前町におい

ては施設での職員等の負担はないというふうなことであるというふうに解釈いたしました。

私も、このサブスクリプションは採用はどうかというのは、要は施設の職員が労働環境をよくするためのサブスクリプションだというふうに理解しておりましたので、質問させていただきました。そういった意味では、松前町の今の現状においては、そこまでする必要はないというふうなことであると解釈いたしました。

今後の情勢を見て、必要とあるならば御検討をいただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（住田英次）　影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時40分　休憩

午前10時55分　再開

○議長（住田英次）　再開します。

２番池内邦仁議員。

○２番（池内邦仁議員）　議席番号２番、池内邦仁です。議長の許可をいただきましたので、これより一般質問を始めます。

まず、自治会、自主防災会などの活動についてです。

８月は、夏祭り、盆踊りなど各種行事が各地域でそれぞれ趣向を凝らし開催されたことと思います。このほか、各地で防災訓練、井出掃除、運動会、春祭り、秋祭り、文化祭など様々な行事が行われています。

自治会事業としては、これらの事業の開催における準備、後片づけはもちろん、自治会運営のための会費徴収、町から委託された広報紙の配布など様々な業務があります。役員中心で事業を進めるものと考えますが、周りの協力が必要不可欠であると考えます。

そこでお伺いいたします。

まず初めに、自治会活動などに対する町の考え方、基本方針についてです。

昨今、地域に自治会は必要なく、祭りなどはやりたいものが実行委員会を立ち上げてやればいいなどの意見もあると聞きます。町として、各自治会の位置づけ及び必要性をどのように考えているのか、お伺いいたします。

次に、町として自治会活動などへの協力ができないかということです。

具体的には、各地域の各種行事ごとに毎年作成が必要な書類関係のデータ整備及び利用について、各公民館が主体となり、各地域の実情を探り、戸別情報の整理、会費の徴収などをデータ別に入力、集計できるようＩＴ化するソフトを開発し、そのソフトを各自治会に向けて発信するようにしてはどうかと考えます。

先ほど話も出ましたけども、チームワークシティまさきプロジェクト、これのテーマと

して取り上げるなど、将来的には地域おこし協力隊に依頼することも念頭に置き、各種行事に関わる事務作業の簡略化、さらにはＤＸ化を進め、ソフト面、ハード面で学生なども巻き込み、活気あふれる町にしていくといったことを考えているのか、お伺いします。

最後に、自治会・自主防災会への助成についてです。

防災訓練を例に考えてみますと、現在地域の自主防災組織が行っているものについて、助成金として参加人数に応じて金額を決定しています。その内容は、参加人数100人以下が１万円、それ以上は１人につき100円を加算し上限３万円、令和７年度より備品購入で最大７万円が助成されることになったようです。そのほかにも、敬老会など様々な助成がありますが、今の時代の助成として町として十分な助成ができているのか、また助成の中で、人数による支給となると構成員の少ないところと多いところで格差も出てくると考えますが、状況によっては参加率で考えるなどの方法も検討できないでしょうか、お伺いいたします。

以上３点、よろしく御回答お願いいたします。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　自治会、自主防災会などの活動についてお答えをします。

初めに、自治会活動に対する町の基本的な考え方についてです。

自治会は、住民の皆様が自ら地域の課題を考え、話し合い、力を合わせて解決していく住民自治の基礎となる組織です。祭りなど特定の行事については、参加を希望する方が実行委員会を組織して実施する方法もあると思います。

しかし、自治会が担っている役割は、行事の開催だけではありません。防災や避難支援、高齢者等の見守り、環境美化、地域情報の共有、防犯灯の維持管理、住民同士の交流など、地域で暮らしていく上で必要となる継続的で幅広い活動を担ってくれています。

このため、町としては、自治会を地域に最も身近な住民自治の組織であり、町と協働して地域課題の解決に取り組む重要なパートナーであると考えております。

一方で、自治会はあくまでも住民の皆様による自主的な組織であり、行政の下部組織ではありません。住民自治と行政の役割を混同し、地域のことを何でも行政が担うようになれば、地域の主体性や住民同士のつながりが失われることにもつながります。また、行政の人的、財政的資源にも限りがあります。大切なのは、行政が地域活動を代わりに行うことではなく、地域の皆様が主体性を発揮し、無理なく活動を続けられる環境を整えることです。

町としては、自治会への加入や行事への参加を強制するものではありませんが、地域の実情や自治会の自主性を尊重しながら、必要な支援は惜しまず行い、持続可能な地域コミュニティづくりを支えていきたいと考えております。

次に、自治会業務のデジタル化についてお答えします。

議員御提案の、戸別情報や会費、各種書類などをデジタルで整理し、自治会役員の負担を軽減するという方向性には賛同いたします。

本町では、サイボウズとの連携により、ｋｉｎｔｏｎｅを活用して、役場だけでなく地域の団体や住民の皆様にもデジタル活用を広げていく、チームワークシティまさきプロジェクトを進めています。自治会の担い手不足や役員負担の軽減についても、当プロジェクトは手段の一つであると考えております。

なお、あくまでも地域の課題解決が目的であり、デジタルツールを使うことが目的とならないよう、最初から町内全ての自治会に共通のソフトを導入するのではなく、まず各自治会や地区公民館がどのような書類を作成し、どのような業務に負担を感じているのかを把握した上で、必要な支援を検討したいと考えています。

一方、世帯情報や会費、字費の徴収状況は重要な個人情報を含みます。誰が情報を管理するのか、どこまで閲覧できるのか、退任した役員の権限をどのように処理するかなど、個人情報保護やセキュリティーのルールを十分に整える必要があります。

また、デジタル機器の利用に不慣れな方もおられるため、デジタルツールを活用することとなった場合においても、当面は紙とデジタルを併用するなど、誰も取り残さないことも大切だと考えております。

今後、町民課、社会教育課、財政課など関係課が連携して、サイボウズの支援も受けながら、自治会業務の実態把握と試行に向けた検討を進めたいと考えております。

地域おこし協力隊や学生などの外部人材についても、地域の主体性を損なわない形で、仕組みづくりやデジタル活用を支援する人材として参画してもらうことは有効であると考えております。

新たなシステムを作ること自体が目的ではありません。実際に地域の負担が軽くなり、新しい人が活動に参加しやすくなることを目的として、費用対効果や運用の継続性も確認しながら進めてまいりたいと思います。

次に、３点目の、自治会、自主防災会等への助成についてお答えをします。

防災訓練をはじめとする地域活動は、地域の安全・安心や住民同士のつながりを支える重要な活動であり、町として必要な支援を行うことは大切であると考えています。

特に、自主防災組織については、大規模災害時に行政だけで全ての地域に直ちに対応することは困難であり、地域における共助の力を高めるためにも、その活動をしっかりと支援する必要があります。

本町では、防災訓練への助成に加え、令和７年度から防災備蓄の購入に対する助成を最大７万円まで拡充しています。

一方、助成金は町民の皆様からお預かりした税金を財源とするものであり、単に金額を

増やせばよいというものでもありません。制度の目的、実際に必要となった経費、活動によって得られた効果、他の施策との優先順位、町の財政状況などを総合的に考える必要があると思います。

近年の物価上昇や地域活動を取り巻く環境の変化を考えれば、現在の助成額が将来にわたって十分であると言い切れるものではありません。令和７年度から拡充した制度の利用状況や各地域の実際の負担、要望を確認しながら、助成額や対象経費、算定方法については今後も必要に応じて見直していきたいと考えております。

議員御提案の参加率による算定には、小規模な地域の取組を適切に評価できるという利点があります。

一方で、参加率の分母を自治会加入者とするか、地域の全住民とするのか、また大規模な地域では参加率が低くても実際の参加人数や必要経費が多くなるなど課題もあります。

このため、参加率だけを基準とするのではなく、一定の基本額に参加人数や地域規模、訓練内容、実際に要した経費などを組み合わせる方法も含め、より公平で活動の充実につながる制度となるよう検討していく必要があると考えております。

また、自主防災活動、敬老事業、コミュニティ施設整備などは、それぞれ制度の目的が異なります。一律に増額または縮減するのではなく、それぞれの目的と実績に照らし、地域の自助努力とバランスや、町の財政的な持続可能性も踏まえて個別に検証してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（住田英次）　池内邦仁議員。

○２番（池内邦仁議員）　非常に細かく考えていただいていて心強い限りですけども、ちょっと私の言い方が悪かったかもしれませんけども、データを送るというのは外枠だけで、中へ打ち込むのは当然自治会のほうでやると。実際、私も会計をやらせてもらったりとかやったとき、うちの父が老人会の会長をやったときに名簿をつくらないかんと。それまで紙でやっとって、全然名簿がないと。これどうするんやみたいなことで、そうなったらみんなデータ入れて、言うたらいかんけど、亡くなった方は消す、新しく入った人は増やす、そういうようなひな形をつくるから、そこへもう会長になった人が名前を入れてあれしてという形で第何班までまとめていろいろできるような、そういう外枠ができたら入力も簡単になるんじゃないかなと。そこで管理する。当然、紙に出して持っておくというのも大事なんですけども、そういったことを今回やるチームワークシティまさきプロジェクトですか、当然、３年間を第１段階として、ｋｉｎｔｏｎｅを使ったそういうような取組をされるということで、非常に期待をしております。10月５日にも報告会があるということで、参加させてもらおうかなと思ってるんですけども、そういう大きなひな形をつくれないかなというようなことではありました。

いろいろ細かく考えてくれているので、今後、充実させていってもらえばなというふうに思います。

それでは次に、松前町を学び、考える場についてです。

希望が育つ真の教育の町への取組として、現在多くのことに取り組んでいることと考えます。近年、高齢者を対象に、人生の後半における社会参加の促進を図り、支えられる時期ではなく、学び直し、地域で役割を担い、次世代を支える時期へと転換すべく、第２義務教育の必要性を唱える動きもあるようですが、今回は子どもたちと共に学べる学習についてお伺いします。

それは、先ほど質問いたしました各地域の行事の取組、歴史を子どもたちに伝えるカリキュラムのようなものを町独自に作成し、自分たちの地域のことを知る機会を増やせるようにしてはというものです。

これは、令和６年６月に一般質問でお伺いいたしました。そのときの回答では、教育課程に基づいた教育を進めており、別のカリキュラムを作成することは考えていないが、今後さらに地域との連携を含め、地域教材の開発や地域の人材の活用などにより、効率的、効果的な事業となるよう努め、松前町の現状や今後について学ぶ機会を持つことができるようにしていきたいとのお話でした。

過去がどうであったか子どもらと共に学び、今後の松前町の行事ごとはどうあるべきかについて考える場ができればいいと考えますが、町の考えをお教え願います。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志）　若い世代が地域に誇りを持てる教育についての御質問にお答えします。

議員から御提案があった新たなカリキュラムの作成については、授業時数の変更や保護者、教員の理解が必要となること、児童生徒の負担が増えることなどのため、令和６年６月議会で申し上げましたとおり今のところ考えておりませんが、地域との連携を深め、地域教材の開発や地域人材の活用については、今後も進めていきたいと考えております。

令和７年４月には、小学校３、４年生の社会科で使用する副読本、松前のくらしの改訂版を作成し、松前町の移り変わり、防災、義農作兵衛に関する文化財、郷土の発展に尽くした先人などの情報を追加しました。松前のくらしは、町のホームページでも公開しており、タブレット端末等でも閲覧できるようになっております。

また、総合的な学習の時間や特別活動では、既存の資料や写真、映像を活用したり、地域の歴史に詳しい方から話を聞いたり、地域の特色や課題を調べ、自分たちに何ができるのかを考え、実践する学習を進めております。

今後も、松前町の現状や将来について学ぶ機会を持つことができるよう、総合的な学習

の時間や特別活動などにより、一層の充実を図ってまいります。

地域の愛着は、町の魅力を伝えることだけで生まれるものではなく、地域の歴史や文化、課題を自ら学び、自分も地域の一員であると実感する中で育まれるものです。地域の活動や行事については、地域ごとに工夫や努力をされていることと思いますが、学習を通して人と人とがつながり支え合う機能を次の世代に引き継いでいけるよう、今後も努めてまいります。

以上でございます。

○議長（住田英次）　池内邦仁議員。

○２番（池内邦仁議員）　いろいろな行事といいますか、取組がなされているということで、一安心という形はしてますけども、教育課程を踏まえるために新たな時間はつくれないというような話があって、以前、それまで小学校５年生が餅つき大会があるとかというようなんも、そういう教育課程の時間の都合でなくなりましたというような話を聞いたこともあります。ちょっと残念だなというふうに思ったんですけども、総合的な学習の中で、地元の人材をどんどん活用していただいて、人材というものは高齢者の方とかをどんどん使っていただいて、高齢者の方も自分のところへ行ってきてくれたというような励みになるような、そういうような場もあればいいんじゃないかなというふうに思います。今後も、そういう形で活動を続けていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（住田英次）　池内邦仁議員の一般質問を終わります。

４番西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　４番西村元一が議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

１、浜にあるいりこ小屋移転についてお尋ねします。

いりこ工場の移転結果と現在の移転状況をお願いします。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁）　いりこ加工工場の移転経過と現在の状況についてお答えします。

北黒田海岸では、平成３年９月の台風19号による高波により海岸堤防が決壊し、町内に甚大な浸水被害が発生しました。これを受け、海岸管理者である愛媛県が堤防整備を進めてきました。この堤防整備を進めるためには、北黒田海岸で操業していたいりこ加工工場の移転が必要となったことから、県と町が連携し、町が移転用地を整備するなどの支援を行いながら、事業者との協議を進めてきました。

令和８年８月末現在、対象となる７事業者のうち２事業者は、町が整備した移転用地に

工場を移転し、新工場で操業しています。４事業者は廃業しており、移転また廃業により協議が調った６事業者の既存工場については、県が海岸整備工事の一環として順次除却をしています。残り１事業者については、現時点で移転に向けた具体的な進展には至っておりません。

引き続き、県と連携し、海岸整備事業への理解と協力を求めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　今、部長が言うたように、県と協議して移転の話が出とるというけど、この前副町長さんと話したら県とは関係ないと言われたんですが、それはどういう意味ですか。ほて、造成する意味がないんですが、造成するいうことは不動産したいんですか。県と協議して、松前町が造成、あっこ家を建つとこですか。昔、台風であっこは流されてきて家が建ったように聞いとんですが、家が建たんとこやと思うんですよ、聞く話では。どんなになっとんやろうかと思うて。

それを造成して、松前町はいりこ屋さんを建てて、それ県と協議したんですか。ほたら、県からお金が出とんですか。出てないと言うたでしょ。おかしい問題ができてくるんじゃないんかなと思うんです、そこで。どういう意味で県と協議するのに、県の移転でしょう、浜のいりこ屋さんがのくんは。松前町は何の関係もないでしょう。ほで、県と協議して移転を協力するんやったら、今の造成したとこを無償であてごうてもええんじゃなかろうかと思うんですよ。いりこ屋さんが移転して加工場をもう一回再設するに当たって。そうでしょう。

ほで、組合の２階、２回協議しました。県が3,000万円出しますということも言いました。それを借金したら払わないかんという業者がおってお流れになったようなことやけど、組合の２階で２回協議しました。役場も来とった、県も来とった、みんな知っとると思うんです。

それを、今造成したとこを売るということは不動産したんですか、松前町は、県と協議して。立ち退きするけん、造成していりこ屋さんに売れやということですか。ほでも、協力するんやったら無償であてごうても罰が当たらんのやなかろうかと思うんじゃけど。本村の立ち退きはお金出しとるでしょ、県が。何で新立は出さずに、これお金を取ろうとしよんですか。あんまり松前町は県と協議したんや何やというけど、松前町のいりこ屋さんやって、台風がきて、西側に堤防を造って台風被害さむけてくれたんです。そんなことがあって、まだ松前町はほてそうやっていりこ屋さんを傷め上げて、ほで、今２軒しか移転してないけど、あとの２軒はもうしませんというようなことを言いよるけど。ほたら、あとの余った土地はどうするんですか、また売るんですか。面白いですよ。副町長に聞きます。

○議長（住田英次）　徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　県と町とが関係ないと言ったのは、ちょっと私自身は記憶にありません。それと、県が3,000万円出すって言ったのは、もうそれは全くの西村議員の勘違いです。

（４番西村元一議員「何を言うて」の声あり）

ちょっと待ってください。

西村議員から要望があって資料もお渡ししたと思います。資料の中には、当初の説明会のときから、不法占用だったので移転費用は出しませんというようなことがきちんと県からの通知もありまして、会議の中でもそういう発言は全て書いてありました。そこで、県から出すということは話をしておりませんし、町ができるのは利子補給ならできますよというようなことは申しましたが、あえて国の海岸のところを不法占用してるところには、不法占用だから補償費も何もかも出しませんというのが県の考えです。

町としては、今の海岸でいりこ小屋を操業してる業者にとっては、以前から操業してるので、それなら立ち退く場所としては町が構えようということで、以前のあそこの改良住宅の方たちが住まわれてたところを移転場所として整備したという認識でおります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　今、副町長さんの言葉やけど、県と役場が組合の２階へ２回来とんです。県が業者を集めてくれというて。まだ加納太郎次の、あのとき議員さんしよったかな。その人も生きとるときやけど、もう十何年前に組合の２階へ寄せてくださいというて県が言うてきて、２回来て3,000万円の話が出ました。何が3,000万円出てないということ。役場も来て、議事録あると思います。テープを職員が取りよったけん。そんなうそを言うてもいかんです。

ほて、あそこは早う言うたら今の黒田海産の西側にずっと堤防やったんです、昔。早う言うたら今の堤防がある、ずっと堤防やって、一文字が石垣やったんです、ずっと。今埋立てして生コンができて埋立てしとるけど、昔はあっこから西は砂浜やったんです。ほて、一文字というか、あれは石垣やったんです、昔は。あれ、埋立てして今あんなになっとるけど。

ほて、あっこどうして立ち退きさせたかよ、家があったのに。ほて、改良住宅、皆あっこ立ち退きで入れたんです。あの当時の区長さん、キヤスさん、ヨネイチさんという人がおって、一生涯あっこへ入って、7,000円かしらの家賃で。死ぬるまでというか、何世紀でも名義がある人間は7,000円でずっと入れるようにヨネイチさんがしたはずなんです。

ほたら、その後に、あとの家は壊しました、役場が。あっこは不法土地やったんだと思います。台風か何かしらで流されて、あっこへ皆が家を建てたような記憶があるんやけ

ど、わしらが小さいとき。

そんな、役場がええことええこと言いよったんじゃいかんです。皆わしよりか若いけえ分からんと思うけど、今の早う言うたら生コンの埋立てがあるんがもう現実やと思うとる人が多いかも分からんけど、あっこは埋立てしてあんなになったんです。一文字はもう昔は石垣やって、あの一文字は通じてなかったんです、切れとったんです。そんなような時代から私ら生きてきて、もう皆知って言いよんじゃけど。

そこへ持ってきて、松前町が造成して浜のいりこ屋さんが立ち退いてくださいというて協力を県とするんやったら、無償でしても罰が当たらんと思うんやけど。何ぼ不法で建てとるか知らんけど、不法で建てて台風が来て西側に堤防造ってくれたでしょ。県が造っとりますよ、堤防を。いりこ屋さんの西側へずっと堤防を造ったよ。台風が来て被害になるけん。それやったら、不法でしとんやったらそんな堤防も要らんのやないん。県に聞いて。県と協力しよんやったらそのぐらい分かるでしょう。何でも県じゃ町じゃというて別々なら別々でええけど、県と今度は今部長が言うたように協力しもって話合いでやりよると言うんやったら、松前町が造成して土地を提供するんやったら、浜の移転でも無償でしても罰が当たらんのやなかろうかと思うんやけど。それをお金を取るということは、造成して不動産しよんですか、松前町は県と協議して。おかしい問題やな。どんなんですか、部長。

○議長（住田英次）　徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　今、西村議員が役場との会は２回と言いましたけれども、平成16年９月６日に第１回が始まりまして、平成22年７月29日まで７回、地元説明会をしている上に、あとはそれぞれの場合、何回かいりこ業者には直接聞き取りもしまして、皆さんは移動をしないというような回答でした。なぜ移動しないかというと、先ほど言いましたように、県のほうが平成14年10月には地方局長から不法占用による物件の撤去という文書も出しておりますし、平成16年５月、平成17年７月にも平成25年にも、とにかく不法占用のため補償金等は出さないというのが当初からの県の意見です。それで、今補償等はもう出す必要がないということで今まできております。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　ほやけん、県が出さんとか町が出さんとかやないんで、私が言いたいのは、県と協力しもって、不法でも何でも立ち退きしてください言いよんでしょ、言うてきたんでしょ、今。いりこ屋さん、今２軒ほど動いて、あと２軒はもう移転しません、お金が要るけん移転できんのです。松前町、県が移転費用も出とんやったら移転しとるとこ、皆あの当時全部が移転しております。それを3,000万円も4,000万円もかけて、お金が要るのに移転せんでも今のいりこ屋さんでええわという人ぎりが、あの当時は全部残

ったんです。

それでも、のいてください、のいてくださいというて県が個人懇談してようようのくようになった。のくようになったけど、松前町が造成して不動産したんじゃいかんでしょう。無償であてごうて罰が当たらんのやなかろうかと思うんです。何ぼ不法にしたけえというて。そうやって、不法でしたけえいうてお金出さんとか出すとかの問題やない。昔、天皇陛下が来るんで、あの立花の駅の橋の下で生活しよった人、皆、家を建ててもろうたことあります。私、知っとる人もおるけど。昔はそうやってしよったんです。

昭和天皇が来たとき、あの立花の橋の下で皆テントで生活しよる人は、皆、家を建ててもろうたんです。ほんなら、松前町はいりこ屋さんが、あの当時建設許可取っとるとこは、出海さんと加納さんと２軒は取っとったんです。昔やけど、不法したか何か知らんけど。県の人がそれ、うちは建設許可取っとるがと加納の親分が言うたときには県の人は何もよう言わなんだ。２軒は取っとったんです、７軒中。調べたら分かります、その当時。そんな不法とかなんとかやない。ほたら、何で建設許可が出たんどということよ、２軒は。

そんな部長、副町長、そんなでたらめみたいなことを言うたんじゃ駄目です。私らはもう全部知っとんです。もうそれやったら、松前町は本当にいりこ屋さんが、そりゃ不法にしとるけど、移転してほしいんやったら無償でやってもええんやなかろうかと思うんです。どうですか、町長。

○議長（住田英次）　田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　長年の課題であると思います。いろんなお話を、今西村議員からもお話を聞かせていただきました。

今現状を整理をさせていただきたいんですが、ここの整備が始まったのが恐らく平成３年９月の台風というところは間違いないんじゃないかと思います。平成３年のときに高潮被害が出て、実際にここを整備しなければならないということで県が堤防の整備に入ったと記憶をしております。

その後、結局はここの堤防を整備するに当たっては、今のいりこ加工場のほうが移転をしていただかないと県が整備をできないということで、堤防の整備は県が行うと。ただ、移転用地の確保については町がやりますという役割分担が行われたんじゃないかと記憶をしておりますが。その上で、町がそこの今の北側の土地を取得して整備をして、そこに移転してもらえませんかというお話をその当時したときには応じる事業者がいなかったということかと思います。

その後、一番東側のところには既にもう移転をしていただいた事業者さんもいらっしゃいます。この方は、実際にその当時移転に応じて、そのときの整備費用で購入を既にしています。その方との整合性も図らないといけないんじゃないでしょうか。もう既に購入を

していただいている方もいらっしゃいます。

あくまで、町がして、今のこの歴史的背景も一旦ちょっと置いておきますけども、町がお金を出して整備をした土地ということは、一部分の土地ではなくなります。公共の財産ということになります。それは、つまり今松前町は３万人ですけど、３万人みんなの財産ということになります。

それを、例えば堤防の移転に協力してくださいということは、整備するところまではいりこ加工場の水産業の振興ということで整備まではしたとしても、それを無償で払い下げるということは、３万人の皆さんの財産を無償で譲るということになってしまいます。

そことの整合性も図らないといけないので、既にもう買われている方、そして今公有財産としてありますから、それを売却する場合には、無償という形ではなく、適正な価格での売却が妥当な判断ではないかと思います。

○議長（住田英次）　西村元一議員、通告書の答弁はいただいておるので、ちょっとそのあたりもう一回整理して、改めて質問していただくというのはどうですか。

西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　関連しとんじゃけど、関連いうかあれやけど、この浜の立ち退きが改良住宅に移転しました。何のために移転したか、ちょっと聞きたいんやけど。

○議長（住田英次）　答弁できますか。

暫時休憩します。

午前11時35分　休憩

午前11時36分　再開

○議長（住田英次）　再開します。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　失礼しました。あそこに住まわれてた当時の住宅環境が悪く、それを改善するために改良住宅を建てて、そこに住まわれてる方を改良住宅のほうに移動していただいた経緯があります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　それで、その家を出た後はどういうふうにする予定で、のけたんですか。それを聞きたかったんです。

○議長（住田英次）　徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　その後、すいません、経緯はちょっと私自身確認は取れてませんが、そのまま改良住宅に移転していただいた後、あそこが何も使い道がなかったのが現状でした。

その後、町長が言いましたように台風が来て、いりこ小屋のところもずっと塀ができて

なかったので、それを整備するためにもいりこ小屋の方の移転先としてあそこが使ってなかったから利活用するようになりました。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　言い訳ぎりしよってもいかんけん、次へ行きます。時間がないけん。

ＪＲ北伊予駅のエレベーターについてお尋ねします。

エレベーターの月日の利用者状況と年間の必要費用は幾らですか。２、エレベーターとＪＲ自由通路に係る年間の維持費の金額と負担はどこが負担しているのか。３、駅舎について、駅舎の老朽化で撤去の話があった。委員会を立ち上げて検討すると聞くが、どのようになっているのか。当初の目的は、地域にぎわいの復興と聞いているが、どんな取組をしてきたのか。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　ＪＲ北伊予駅についてお答えします。

初めに、エレベーターの月別、日別の利用者状況についてです。

北伊予駅自由通路のエレベーターや階段の利用人数は、日々の利用人数を個別に集計、把握する仕組みにはなっておりません。参考としまして、自由通路の利用実態を把握するために実施した交通量調査の結果を御報告いたします。

令和３年11月25日の午前７時から午後７時までの12時間における調査では、自由通路全体の通行実績として、歩行者が合計232人、自転車が東西合わせて延べ10台の利用がありました。なお、この調査は自由通路全体の利用状況を把握するためのものであったため、エレベーターと階段、それぞれの利用人数を切り分けては集計しておりません。

また、エレベーターの稼働状況については、保守点検業務により稼働状況が報告されているため、その利用回数をお答えいたします。

令和６年度と令和７年度の月平均の利用回数は約2,200回で、１日平均約72回、令和８年度につきましては、年度途中ですが、月平均2,500回で、１日平均約82回となっています。

年間の必要費用は、エレベーター単独に係る費用としては、保守点検費が年167万6,400円です。このほか、電気代については自由通路全体に係るものとして支出しており、エレベーター単独分を切り分けて算出はできません。

次に、エレベーター及び北伊予駅自由通路の維持費と負担についてお答えします。

年間の維持管理に係る費用は、次の３つです。

日常の清掃などを行う維持管理費が18万7,000円、エレベーターの保守点検費が167万

6,400円、電気代が約32万円、合計すると約223万5,400円です。

これらの費用につきましては、町が負担しており、財源は全て一般財源です。

次に、ＪＲ北伊予駅の駅舎についてお答えします。

１点目の駅舎撤去に関する検討経過と現在の状況についてですが、令和３年８月、ＪＲ四国から、北伊予駅の駅舎は、当時建設後91年が経過して老朽化が進んでいることから、将来的に現在の駅舎を撤去し、駅施設をコンパクト化することを検討しているとの相談がありました。その際、町が駅舎を地域の交流拠点として活用するのであれば、譲渡等を含めて協議する余地があるとの説明も受けております。

これを受け、町では、長年地域に親しまれてきた駅舎であることも踏まえ、町が駅舎を取得して利活用する可能性について、地域及び役場内で検討しました。

まず、当時の北伊予校区区長会長に相談し、令和３年９月26日には、駅舎周辺となる北伊予校区上地区の区長５名による協議が行われました。この協議では、駅舎の利活用について前向きに検討してよいとの意見があった一方、日中の利用者が少ないことや、建設主体、町と地域との責任分担、ＪＲ四国から受ける制約や条件などを明確にする必要があるとの意見も出されています。地域が駅舎の活用に反対したということではなく、具体的な活用方法や持続可能な管理体制をさらに検討する必要があるとの内容でした。

なお、この駅舎撤去に関して町が設置した正式な委員会はありません。御質問の委員会が、この地域で行われた協議を示すのであれば、その内容は今私が申し上げたとおりです。

また、平成26年に町議会に設置された北伊予駅自由通路及び周辺整備事業調査特別委員会は、自由通路等の整備を調査するためのものであり、令和３年の駅舎撤去に関する協議とは別のものです。

町では、地域からの意見に加え、役場内でも活用方法についてアイデアを募り、検討しました。しかし、現在の駅舎を町が取得する場合には、耐震化やトイレの改修をはじめ今後の維持管理や将来の撤去にも相当の経費を要することが見込まれます。また、継続的に運営する主体や費用負担の在り方も定まっていなかったことから、現在の駅舎を町が取得し、改修して利活用することは行わないと判断しました。

その上で、駅舎の撤去はＪＲ四国に行っていただき、撤去後の北伊予駅周辺の在り方については、改めて検討する方針をＪＲ四国に伝えています。

この経過については、令和３年12月16日の予算決算常任委員会後に開催された協議会で議員の皆様には情報提供をしております。その際、駅舎の撤去費用はＪＲ四国が負担し、駅舎を撤去しても駅そのものがなくなるものではないとの説明も行っております。

その後、ＪＲ四国から駅舎撤去の時期や具体的な整備内容について、新たな提示は受けておりません。今後の駅舎の取扱いは、北伊予駅の利用環境にも関わるため、改めてＪＲ

四国の現在の方針を確認し、情報を共有してまいります。

次に、２点目の地域のにぎわいづくりに向けた取組ですが、議員の御質問は、令和２年２月に完成されたＪＲ北伊予駅の自由通路に関するものと受け止め、お答えいたします。

自由通路は、ＪＲ予讃線によって分断された地域の東西を結び、地域住民の生活環境を確保するとともに、駅利用者の利便性の向上や安全性の確保を図るため整備したものです。

また、自由通路の整備によって地域間の移動距離が短縮され、新たな人流が生まれることから、駅周辺のにぎわいを創出し、地域の活性化につなげることも、その目的の一つとしておりました。

平成28年３月議会で、当時自由通路の整備後に進める具体的な方策として、北伊予地区で開催される様々なイベント等の情報発信、地域の観光資源を分かりやすく示した観光マップの設置、駅舎を活用した作品展の実施などを例示し、北伊予駅を中心とした新たな人の動きを誘導していく考えを答弁しています。

その後、令和２年２月に自由通路が完成し、南伊予駅や車両基地と合同で完成式を行いました。また、地域の皆様に参加していただく完成イベントも計画していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となりました。

自由通路については、完成後、地域の東西を結ぶ町道として駅利用者や地域住民の日常的な移動に利用されており、生活を支える基盤施設としての役割を果たしています。

一方、平成28年３月議会で例示したイベント情報の発信、観光マップの設置、駅舎を活用した作品展については、具体的な実施には至っておりません。

令和３年には、ＪＲ四国から駅舎の撤去、コンパクト化について相談があったことを受け、改めて地域への意見聴取や役場内でアイデア募集を行いました。しかし、駅舎の老朽化、改修費用、管理主体などの課題から、町が現在の駅舎を取得して利活用することは行わないとの判断に至りました。

駅舎を活用した作品展については、こうした駅舎の取扱いも影響しておりますが、イベント情報の発信や観光マップの設置など、駅舎の取得を前提としない取組も含め、自由通路の完成後、地域のにぎわい創出に向けた具体的なソフト事業を十分に進めることができていないことは、率直に町の課題として受け止めております。

地域との連携が必要であることはもちろんですが、町としましても、実施主体や管理体制、継続的な費用負担まで具体化できなかったことが、取組が進まなかった要因であると認識はしております。

現在、北伊予駅は、松前町地域公共交通計画において、鉄道と路線バス等が接続する交通拠点に位置づけております。また、今年度は、松前町都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を進めております。

これらの計画策定を機に、ＪＲ四国の駅舎に関する方針を改めて確認するとともに、鉄道とバスの乗り継ぎ環境、駅周辺の生活機能、地域の情報発信や交流の在り方など、北伊予駅周辺に今後必要となる機能を整理してまいります。

過去に示した方策についても、現況に照らして改めて検証し、ＪＲ四国や地域の皆様の御意見を伺いながら、持続的に実施できる取組を具体化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　町のあれは分かりましたが、ほでも町の言うことはもうでたらめが多いです。このエレベーター、私がこれ質問しとる自由通路のエレベーター、あれエレベーターがついとるとこは半分はＪＲの土地なんです。西側を買うて、あっこを自由通路というか町道にしたんであって、エレベーターを廃止して約200万円浮きます。あの跨線橋をＪＲに買うてもろうたら。何のための自由通路ですか。

東の人、わし２時間半おったけど、前にも言うたけど、何のためにあっこに駅舎というかエレベーターがあるんですかというて東のおばちゃん言うたよ。私ら、あれエレベーターに乗って西側へ行って何があるんですかというて。買物するとこない、学校があるだけです。買物は東にあるんです、農協が。ほやのに、エレベーターに乗ったことないというおばちゃんがおった。何のためにエレベーターがあるんですか。エレベーターも要るんやったらＪＲに買うてもろうたらどうですか。あれを廃止してもらいたいんです、私が言うことは。200万円浮きます、電気代と維持費と。どうですか、町長。

○議長（住田英次）　田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　ただいまの質問に回答いたします。

エレベーターをなくして東西分断せよということでお承りをしました。

先ほど答弁の中でお話がありましたが、令和６年度と令和７年度の月平均の利用回数は約2,200回で１日平均72回、令和８年度につきましては、年度途中でございますが、月平均2,500回で１日平均82回と、これがエレベーターの稼働状況として先ほど副町長が答弁をいたしました。恐らく使ってない方もおられると思います。

ただ、北伊予校区にとって東西を結ぶ往来でございます。あそこのエレベーターの必要性というのは、利用回数の多寡、多い少ないだけで判断するものではないと考えております。階段を利用できる方には代わりの移動手段がありますが、階段の利用が難しい方にとっては、エレベーターが自由通路を通行するための重要な設備となるんじゃないでしょうか。撤去を判断するには、代わりに利用できる経路の有無や安全性、迂回による負担なども確認する必要があります。

町としては、こうした方々の移動経路を確保する機能を維持しながら、安全性確保と維

持管理の適正化に取り組むべきと考えております。

以上のことから、直ちに撤去する、もしくはＪＲに譲渡するというのは今はできないと考えております。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　もう、ああやこうや言わんと、あそこの部落の町民投票にしたらどうですか。欲しいか欲しないか、エレベーターが。東の人は、大抵皆要らんと言います。西の人は電車に乗るためにエレベーターに乗るんであって、買物はもう自転車で農協へ行くほうが早いという、そういう意見を聞いとんです。何のためのエレベーター、電車に乗るためのエレベーターです。ほたら、ＪＲに買うてもろうたらどうですか。ＪＲの跨線橋ですよ、これ。

ああやない、こうやないと言いよるけど、町長、そうでしょう。ＪＲの跨線橋です。もうはっきり言うて。ＪＲに買うてもろうたら。工事何で松前町がせないかんの。東側の土地はＪＲのもんです、あれ。あれ町道できたんですか。ＪＲが売らんと言うたもんを、エレベーターのついとる土地はＪＲの土地です、あれ。ほやのに、町道になっとんですよ。あれ、町道できたんですか。

あの当時は今の町長やなかったけどね、岡本町長やったけど、町長権限でできたんじゃろうか、町道に。今の町長さん、どうですか。町道できるんですか。

○議長（住田英次）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁）　ＪＲの敷地の処理についてですが、先ほど議員がおっしゃったように、所有権についてはＪＲ四国のままです。

ただ、自由通路を整備する際に松前町とＪＲが協議して、自由通路がある間は無償で松前町に貸し付けますという協議が調いましたので、松前町としてはその分費用も必要ございませんので、ＪＲ四国のまま今現在は供用しているということになります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　あれ、東側はＪＲのもんというけど、ずっと道路まで、町道か県道がついとるとこまでＪＲの土地なんです。どっから借っとんですか、あれ、松前町は。あの道路は町道ですか。北伊予駅からずっと東へ向いて出たとこの。あそこはずっとＪＲの土地なんです。ほやのに、町道になっとるいうんはおかしいんじゃけど、ずっと借っとんですか、あれ土地を。どっからどこまで借っとんか説明してください。

○議長（住田英次）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁）　町がＪＲに借りている部分については、自由通路を設置している場所だけになります。今おっしゃったように、駅の前の広場についてはＪＲの敷地になります。町道として管理している部分は、町が管理している、町がお借りしている自

由通路の部分だけになりますので、道路としては駅舎と道路をつなぐ町道として管理しているということになります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　いや、ほやけん、それはそれでええとしてでもですよ、もうこのエレベーターを廃止してほしいんですが、どうですか。

○議長（住田英次）　田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　繰り返しになりますが、廃止するということは今は考えておりません。

先ほども申し上げましたが、利用者がいらっしゃいます。東西の往来として使われているという実態もございますので、西村議員がおっしゃられるように、聞いたおばあちゃんが使ってないよというお話も恐らくあるんだろうと思います。しかしながら、実態として先ほど稼働状況を報告させていただいたとおりでございます。

加えて、例えばここを使ってないから壊してくれというんであったら、残りの公共施設だ、インフラだ、全て同じような考えで、じゃあここあんまり使ってないからなくそうという議論になってしまいます。決して利用者の多寡でなくすべきもの、なくさないもの、しっかりと検討していく必要があるんじゃないかと思います。もちろん、これは利用者さんだけに限ったことではありませんが、いろいろな方々が北伊予駅も使っていると思います。その方々の東西の移動手段としても確保していくべきものと考えております。

以上でございます。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　もう言い合いしてもしょうがないんで、時間もないことやけ、次行きます。

想い通りまでの路上照明についてお話しください。

照明と安全性について検討は。エミフルＭＡＳＡＫＩのラウンドアバウトから北の想い通りまでの通路で、前回も質問したが、夜中でも明々と照明がついている。この照明、何のために点灯しているのか。町民から苦情が多数きている。車を運転していると歩行者が電灯の中に入って見えなくなり非常に危険であると前回質問したが、以降どのような検討をしたのか。

電気代は。私道や地域の街灯の電気代は自分たちで払っている。この想い通りの電気代も地域で払うようにしては。安全性を確認し、街灯ぐらいにして、残りは消してほしい。この道路の街灯の電気代は、１か月幾らで誰が支払いしているのか。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　失礼いたします。

想い通りまでの路上照明についてお答えいたします。

初めに、照明の設置目的と安全性の検討についてお答えいたします。

恋泉通りの御質問の区間には、歩行者や自転車の夜間の安全な通行を確保するため、歩道及び自転車通行帯の照明を20メートル間隔で64基設置しております。これらは、町が道路管理の一環として設置、管理しているものです。

点灯方法につきましては、従来21時以降に点灯基数を半数としていましたが、令和６年４月からは、夜間の点灯時間帯を通じて半数とする運用に見直しをしております。

また、交差点付近の照明につきましては、令和７年５月25日に試験的にフィルムを貼り付け、まぶしさを和らげる対策を図ったところ、一定の効果が確認されたため、令和７年６月25日に残りの２か所につきましても同様の対策を行いました。

今回、夜間の通行実態を把握するため、令和８年９月２日の19時から０時において交通量調査を行いました。その結果、観測した時間内の延べ通行数は、歩行者が延べ171人、自転車が延べ101台となっております。

あわせて、運転者から歩行者や自転車が見えるかという点と、歩行者等の通行に必要な明るさが確保されているかという点につきまして、交通量調査と併せて確認したところ、交通ルールを守って安全運転していれば十分安全であり、路上照明があったほうが歩行者を早く認識できる状況となりました。

町としましては、道路管理上必要な照明を確保するとともに、運転者からの見え方にも配慮し、安全性の確保と電力使用の抑制の両面から、適切に管理してまいります。

次に、電気代及び費用負担についてお答えいたします。

御質問の区間に係る電気代は、令和６年４月から令和８年７月の実績で月平均7,900円であり、町が負担しております。

本町では、大字の要望に基づき、地域の防犯を目的として設置する防犯灯については、その電気代を大字等に負担していただいております。

一方、町が道路管理上必要な施設として設置、管理する道路照明につきましては、町が電気代を負担しております。これは、恋泉通りに限った特別の扱いではなく、町内共通の考え方です。町道上にある照明を全て同じ扱いとするのではなく、設置目的と管理区分に応じて費用を負担しているものです。

恋泉通りの当該照明は、道路を利用する歩行者や自転車の安全な通行を確保するための道路管理施設であることから、その電気代を大字が負担する変更はございません。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　いや、それやったらラウンドアバウトから南側のほうも、道路

も明々せないかんのやないんかなと思うんです。ラウンドアバウトから南は街灯一つついてないです。ほて、ラウンドアバウトから東、ラウンドアバウトから西、何でラウンドアバウトから北だけが明々ついとんですか。おかしいでしょう。どうせ明々するんやったら、みんなラウンドアバウトから東西南北全部、明々せないかんのやないかなと思うんやけど。フジのためでしょ。エミフルのためでしょ。どうですか、大政課長。

○議長（住田英次）　大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　この道路については、終点に松前公園スポーツジムがあり、その利用者や周辺住民の夜間の通行に加え、ジョギングやウオーキングなどで利用されることが見込まれることから、歩行者や自転車の安全通行を確保するため道路照明を設置しているものでございます。

また、歩道及び自転車通行帯が整備されていることも踏まえ、道路管理上、必要な照明として設置しております。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　いや、そこが交通が多いんやないんです。多いんは、東側の通路も信号のとこも多い。ほで、国道の上にくるくる回る町道もつくった、あっこも多い。南側から入る車も多い。西側のとこも、露地じゃけど車は何ぼでも来よります。みんな車が入ってくるとこは全部入りよる。

ただ、国道の信号、もう混んで混んで混みまくりよる、右折が。そのために、あの道路はできとんか知らんけど、それでも明々ついてないです。夜ついとるですか。街灯一つついてない、ラウンドアバウトから西、東西南北。北はついとるけど。

そんな言い訳したらいかんです。どうせ明々するんやったら、東西南北全部ラウンドアバウトからせないかんと思うんですが、どうですか。

○議長（住田英次）　大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　失礼します。

先ほど申し上げましたように、恋泉通りにつきましてはジョギング、ウオーキングなどを目的としたということもあるんですけども、恋泉通りにつきましては、避難路緊急輸送路としても安全性の高い道路ということもありまして街灯をつけてるという理由がございます。万が一の災害時に安全に避難できる環境を確保するということで、大きい道路のところに電灯をともして安全性を図るということがございます。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　いや、ほやけん安全性をあれするんやったら、ラウンドアバウトから南の道路も同じ広さです、大体。ほて、東へ向いていく道路もちょっと広うしとるでしょ。西だけですよ、あれ大きいならんのは。ほたら、南側通路も公園のとこを回ると

こも明々せないかん。安全性をするんやったら。街灯一つついてないよ、あの公園のとこ。テニスコートの裏なんかは街灯一つついてないよ、南のとこ。

そんな課長、言い訳したんじゃいかんです。ラウンドアバウトは何のために電気つけとん。今、安全性。安全性やったら、東西南北全部つけないかんでしょということを言いよんです。つけますか、つけんのですか。はっきりせんかい。

○議長（住田英次）　田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　ラウンドアバウト周辺のことも西村議員から御提案いただきましたので、確かに街灯がついてない箇所もあると思います。そこについては、街灯の設置の検討をしてまいりたいと思います。

このままいくと多分話が平行線になってしまいますので、一旦ここで僕としての見解を示させていただきたいんですけども、ラウンドアバウトから北側の問題の当該の街灯の部分でございますけども、設置したのが恐らく令和２年か、そのあたりかと存じ上げます。それから、整備に要した費用もございます。西村議員の御要望に応じて街灯の数を減らしたりとか暗くしてきたりもしました。

しかし、初期投資した額の回収も考えないといけないところもあると思います。今現在、もうつけてしまってるので、それを直ちにのけるということのほうが本当に正しいのかという議論もあるかと思います。

次に、例えばもう今のついてる街灯が耐用年数を過ぎたという段階で通常の街灯に直す、そういう結論に持っていかせていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　もう言うたところでどうせ消さんのでしょ。岡本町長がしたけん、消さんのでしょ。もう前の町長のしたことに対して消せんのでしょ、要するに。ところどころ電気は消しとるです。ほぼ消したらどうですか。街灯分を一つぐらい残して。そこの電気代、松前町が払うとん、地域に払わせたら。私ら全部街灯つけてくれとるけど、私らが払いよります。ほたら、私らのとこも明々してくださいや、松前町のお金で。どうですか。

○議長（住田英次）　田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　また、大字負担の話になりますと、ほかの地区も全て課長が答弁したとおりでございます。道路管理上必要なものについては町が負担していますし、防犯灯として設置したものについては大字負担、これはどこの地区も同じでございます。あの場所だけが大字負担していないというわけじゃなくて、皆さん全ての場所で同じ取扱いでございます。なので、あそこだけやめて大字負担に戻すというのは、道路管理上必要だからつけているという道路なので、今のところ考えていないということでございます。

今すぐ消すというのは、誰のときにつけたからという話ではなくて、今もう整備がされてます。それを直ちに壊すということは、また余計な費用がかさむわけです。であれば、使えるところまで使った上で、また次の設置の段階で新しく検討していくというほうが今は合理的判断じゃないかと思います。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　もう言うてもしょうがない。もうどっちみち消す気はないようなものの言い方で。ところどころ消しとります。私、見に行きましたが、カバーを外して、電気の球をのけとるだけでしょう。ほたら、皆大方のけていったらどうですか、あれ。ちゃんともう夜中に見に行っております。誰一人通らん。猫一匹通らん。夜遅い11時、12時。11時まではエミフルがちょっと電気ついとるけど、12時過ぎたら電気真っ暗よ。あっこだけが明々ついとる。何のため、町長。本当ね私はもう、あきれてものが言えんけん、もう次へ行きます。

義農公園貯水槽工事、筒井雨水地区近隣の影響について、義農公園貯水工事についてお聞きします。

貯水工事について、矢板打ちによる近隣への影響はないのか。どうですか。

○議長（住田英次）　理事者の答弁を求めます。

大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　失礼します。

雨水貯留施設工事に伴う近隣への影響についてお答えします。

本工事では、雨水貯留施設の施工に伴う掘削時に、周辺地盤の安定を確保するため、鋼矢板を設置しております。

鋼矢板につきましては、掘削開始後、定期的にモニタリングを行っており、これまでに鋼矢板に隣接する箇所で最大３センチメートル程度の地盤沈下が確認されておりますけども、その範囲は公園内の一部に限られております。

また、公園に隣接する電柱や防災行政無線設備、義農神社などについても、工事前に実施した事前調査の資料と比較しながら状況を確認しており、現時点では近隣の施設や道路の影響は確認されておりません。

今後も、鋼矢板のたわみや周辺地盤の状況を継続してモニタリングし、近隣への影響が生じないよう、安全管理を徹底しながら工事を進めてまいります。

以上です。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　今、課長が言うたけど、この間委員会で水路改修箇所の状況について説明がありました。今、写真を持っておりますが。これはあれですか、今公園の横の川なんですよね。これは矢板打ちの影響でめげたんじゃないんですか。どんなんです

か。

○議長（住田英次）　大政まちづくり課長。

○まちづくり課長（大政邦弘）　今、西村議員のほうから御説明のございました水路の改修についてですけども、水路につきましては、護岸が壊れているのは工事が始まってからではなくってですね、それ以前に壊れてる部分でございまして、今回壊れたというものではございません。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　工事は１年前からやっとんよね。これ、この間委員会で急に出てきた案ですよ。ほで、１年前からめげとったんかな。矢板を打つ工事が始まってからこれできた箇所でしょ。いうことは、矢板打ちするのに振動でめげたやつやないんかなということよ。

今までないのに、ここ家建って何十年、いや何百年たっとるか知らん。水路もこれやって何十年たっとるか知らん。50年たっとるか70年たっとるか知らんよ。今までめげんのに、今度は義農さんで掘って矢板を打ってから後にこういう事業ができて、出てきて、ほうでしょ。矢板の打つ影響で、これめげたんじゃないのかなというて聞きよるだけよ。それがないん言うんやったら、そのない証拠を出せということよ。面白かろう。今までずっとないんよ、何十年、50年、70年、ここ水路のねきへ家を建てて何にもめげんときとるのに、公園で矢板を打つ工事が始まってこれめげたんやろ。それを何か、何を寝言みたいなことを影響がないなんか言うて。面白いこと言われんがな。ほれやったら、これ矢板を打って事故いうか、こういうひび割れしとんやったら業者にささないかんのやないん、松前町が何でせないかんのん、お金を出して。わしらの税金じゃが。違うかな、課長。

何でも本当よ特別予算じゃ何じゃというて、今の業者に本当１億5,000万円から出しとるが本当よ。まだこの上へ、これ出さないかんのか。業者にさせたらどうぞ。意見を言わんかい、こなおどれ。

○議長（住田英次）　山田産業建設部長。

○産業建設部長（山田善仁）　議員全員協議会で説明させていただいたのは、その水路についてはもともと雨水貯留施設の整備に合わせて、隣接する水路ですので合わせて工事をする予定でございました。ただ、その工事については若干工法の見直しが必要となったため、雨水貯留施設とは別に切り離して工事をさせていただくということで説明をさせていただいてます。

ですので、この雨水貯留施設の工事前から既に水路の護岸は倒れていたということになりますので、先ほど西村議員がおっしゃったように、矢板を打ったことによって、その影響で壊れたものではございませんので、よろしくお願いします。

○議長（住田英次）　西村元一議員。

○４番（西村元一議員）　いや、それ矢板を打つ振動というたらいかげん振動になるんです。もうみんな口で言うけど、あのねきへ行ったら分かると思います。矢板を打つのに震わしもって打たないかんので、だんだん。どんなこと、口で言うようなことじゃないんです。鉄をずっと土の中へ入れるんじゃけえ、何十メーターいうて。今やったら４メーター500の水槽やけど、まだ下まで入れないかんと思うんです。ほたら、石があったり何やして言うて、１億5,000万円から工事ができんじゃすべったじゃというて１億8,000万円取られ、6,000万円ほど取られて、追加工事、追加工事で町はお金を出してきて、そりゃ町はお金がいっぱいあるけえ何ぼでもできるか知らんけど、この問題は、ほうでしょう。矢板を打ったけんやないんで、もともとなっとるんやったら何でもっと早う委員会に出んの。これ急に出てきたんで、委員会で。違うかな。特別予算みたいに出てきたんよ、これ写真入りで、委員会に、この間。この間よ、これ。それが何で矢板を打ったけんこれがこぼれたんじゃないの。それを聞きよるだけよ。

ほたら、それやったら業者にお金を負担ささにゃいかんのやないんかなと言よんのよ。何で松前町がこれを負担せないかんの。どうで、町長、お金が大分あるけんするんかな、何でも。特別予算じゃ何じゃというてお金が大分あるけえな、何ぼでも松前町したらええわい。

以上じゃ。もう終わらい、もう。終わります。すいません。

○議長（住田英次）　よろしいですか。はい。

西村元一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後０時20分　散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

松前町議会議長　　住　　田　　英　　次

松前町議会議員　　池　　内　　邦　　仁

松前町議会議員　　池　　田　　幸　　子

９月24日（第３号）

令和８年第３回松前町議会定例会会議録

令和８年９月24日第３回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

１番　重　松　知　之	２番　池　内　邦　仁	３番　池　田　幸　子
４番　西　村　元　一	５番　渡　部　惠　美	６番　曽我部　秀　司
７番　住　田　英　次	８番　田　中　周　作	９番　城　村　トキ子
10番　影　岡　俊　範	11番　稲　田　輝　宏	12番　村　井　慶太郎
13番　藤　岡　　緑	14番　加　藤　博　徳	

不応招議員は、次のとおりである。

　な　　し

出席議員は、次のとおりである。

　出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

　な　　し

　地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町　　長	田　中　浩　介
副　町　長	徳　居　芳　之
教　育　長	足　立　一　志
総務部長	平　村　展　章
保健福祉部長	金　子　貴　徳
産業建設部長	山　田　善　仁
出納局長	住　田　俊　哉
教育委員会事務局長	住　田　民　章
総務課長	大　西　雅　弘
財政課長	中　村　明　博
税務課長	塩　梅　敬　介
危機管理課長	金　子　裕　之

町民課長	渡辺　　司
福祉課長	佐藤真一
保険課長	楠田洋子
子育て支援課長	林　　亮
健康課長	森内美奈子
まちづくり課長	大政邦弘
産業課長	大塚英輔
会計課長	田中俊臣
上下水道課長	松本　　聡
学校教育課長	山本康誓
社会教育課長	渡部直樹

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	田中志延
議会事務局書記	中川智博

令和８年第３回松前町議会定例会

議　事　日　程　表　　№.３

令和８年９月24日（木）　　午前10時00分　　開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　議案第56号　松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

上程　委員長報告（総務産業建設）　質疑　討論　採決

日程第３　議案第57号　松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例

上程　委員長報告（文教厚生）　質疑　討論　採決

日程第４　議案第58号　松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例

上程　委員長報告（文教厚生）　質疑　討論　採決

日程第５　議案第59号　松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例

上程　委員長報告（文教厚生）　質疑　討論　採決

日程第６　議案第60号　松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上程　委員長報告（総務産業建設）　質疑　討論　採決

日程第７　議案第61号　松前町庁舎　議場設備改修工事請負契約の締結について

上程　委員長報告（総務産業建設）　質疑　討論　採決

日程第８　議案第68号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

上程　委員長報告（総務産業建設）　質疑　討論　採決

日程第９　議案第69号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

上程　委員長報告（文教厚生）　質疑　討論　採決

日程第10　議案第70号　令和７年度松前町歳入歳出決算認定について

上程　委員長報告（予算決算）　質疑　討論　採決

日程第11　議案第71号　令和７年度松前町水道事業会計決算認定について

上程　委員長報告（予算決算）　質疑　討論　採決

日程第12　議案第72号　令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について

上程　委員長報告（予算決算）　質疑　討論　採決

日程第13　議案第73号　令和８年度松前町一般会計補正予算（第４号）

上程　　委員長報告（予算決算）　質疑　　討論　　採決

日程第14　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

上程　　委員長報告（予算決算）　質疑　　討論　　採決

日程第15　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

上程　　委員長報告（予算決算）　質疑　　討論　　採決

日程第16　議案第76号　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）

上程　　委員長報告（予算決算）　質疑　　討論　　採決

日程第17　議員派遣の件

閉　議

町長挨拶

閉　会

午前10時０分　開議

○議長（住田英次）　ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、理事者から発言の申出がありましたので、これを許可します。

徳居副町長。

○副町長（徳居芳之）　９月７日の西村議員によるＪＲ北伊予駅自由通路に関する一般質問の答弁で、年間の電気代を「32万円」と申し上げましたが、正しくは「37万2,000円」でした。おわびして訂正いたします。

○議長（住田英次）　これより本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（住田英次）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

４番西村元一議員、５番渡部惠美議員、以上両議員を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　議案第56号　松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第２、議案第56号松前町コミュニティバスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡　緑議員）　去る９月１日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第56号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第56号は、地方自治法第244条の２第１項の規定に基づき、松前町コミュニティバスの設置及び管理について定める必要があるため、新たに制定するものです。

審査において、プロポーザル方式で運行事業者を選定し、より適切で安定した運行体制を確保するとしているが、２社以上の公募はあったのかとの質疑があり、まだ公募の案内ができていない状況であり、今後手続を進めていくとの答弁がありました。

次に、松前町コミュニティバスの運休日について、条例で定めてしまうと今後柔軟な見直しができないのではないかとの質疑があり、松前町コミュニティバスは管理上、年末年始は運休する。運行はタクシー事業者を想定しているが、年末は繁忙期になりドライバー

の確保が困難な状況となる。運行側の事情も配慮し、参入事業者がないという状況を避け、確実に運行できる体制を整えたい。今後も運休日については検討していきたいとの答弁がありました。

また、今後年末年始の運行が可能となれば条例改正は行うのかとの質疑もあり、できるようになれば条例改正は行うとの答弁がありました。

次に、条例制定後規則を定めると思うが、内容を事前に協議することはできないのかとの質疑があり、条例が可決されてから規則が制定されることが例規の仕組みであるとの答弁がありました。

委員からは、規則については議会に諮られるものではないが、積極的な説明を求めるとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　議案第57号　松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第３、議案第57号松前町老人憩の家設置条例及び松前町公民館設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員）　去る９月１日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第57号は、分筆による地番変更により、松前老人憩の家及び松前町西公民館の位置を変更する必要があるため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致、原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第58号　松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第４、議案第58号松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例及び松前町立認定こども園条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員）　去る９月10日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第58号について、審査の内容とその結果を御報告いたしま

す。

議案58号は、子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令により、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致、原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

12番村井慶太郎議員。

○12番（村井慶太郎議員）　今の委員長報告でですね、９月10日に委員会に付託されたいう、あれ１日やないかいね。会期内に訂正しかんとあれやけんちょっと言うときます。

○議長（住田英次）　稲田委員長、もう一度訂正で委員長報告お願いできますかね。

稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員）　失礼しました。

本会議の日取りは、「９月１日」でございます。

以上です。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第59号　松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例（上程、委員長報告（文教厚

生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第５、議案第59号松前町手話言語の普及及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員）　去る９月１日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第59号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第59号は、手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、基本理念を定めるとともに、町の責務等を明らかにするため、新たに制定するものです。

審査において、条例第４条第２項の町の責務について、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」との表現に対し、町の責務でありながら努力義務にとどめてよいのかとの質疑があり、国の法律では「講ずるものとする」となっているが、愛媛県や松山市のような地方自治体においては「講ずるよう努めるものとする」という表現が用いられている。これは、国と異なり、地方自治体には赤字国債発行のような特例的な財源措置の仕組みがないため、「努力するものとする」という表現にとどめているとの答弁がありました。

また、条例制定後、町民への周知啓発はどのように進めるのかとの質疑に、広報やホームページへの掲載、障がい者が集まる機会などを捉えて周知、説明を行い、地道な啓発活動に努めたいとの答弁がありました。

次に、条例第７条の施策の推進にある８項目のうち、根拠とともに最優先課題や取組順序をどのように考えているのかとの質疑があり、広報やホームページを通じた手話の周知や簡単な手話の紹介、町主催行事への手話通訳者や要約筆記者の配置、手話通訳者等の派遣事業の継続や手話奉仕員養成研修の実施など具体的な施策の説明があり、現時点で最優先課題はないが、既存の取組を基本とし、関係者の意見を聞きながら計画的に実施したいとの答弁がありました。

次に、実効性を持たせるため効果検証や成果指標を設定しているのかとの質疑があり、本条例は理念条例のため独自の成果指標などは設けていないが、既存の障がい者福祉計画や障がい児福祉計画など、個別の計画の中で事業の評価を行っていくとの答弁がありました。

次に、第８期障がい福祉計画との整合性は図られているのか、また施策条例や行動計画

への発展を考えているのかとの質疑があり、障がい者福祉計画等で実際の事業の実施、評価をしていくことで整合性を図りたい。また、条例制定後に新たな施策条例や行動計画などへの発展は予定していないとの答弁がありました。

次に、条例制定に伴う新たな財政負担をどの程度見込んでいるのかとの質疑に対し、条例制定により直ちに何らかの大きな予算措置を伴うものは想定していない。個別の事業の実施に当たっては計画的に予算要求を行っていきたいとの答弁がありました。

次に、町が主催する大会などに手話通訳者や要約筆記者を配置する考えはあるのかとの質疑があり、現在も文化センター等で開催する大きな大会で配置している。今後もできる限り配置するとともに、手話通訳者等が配置されていることを周知することで聴覚障がい者等の参加を促したいとの答弁がありました。

次に、民間事業者が障がい者の雇用促進や環境整備等の取組を行った場合、町として支援する考えはあるのかとの質疑があり、民間事業者は既に法律で合理的配慮が義務化されており、本条例の制定によって民間事業者への財政的支援を行うことは現時点で想定していないとの答弁がありました。

次に、第５条第２項に関し、事業者が何に困っているかを把握するためのアンケート調査を実施することで、条例の制定を周知できる上に環境の整備の取組の方向性が見えるのではないか。また、環境整備に必要があれば何らかの補助が実施できる体制があってもよいのではないかとの質疑があり、機会を捉えて事業者への周知は必要だと考えており、事業者が配慮すべき点について困っていることを把握できるよう努めたい。また、国の障害を理由とする差別の解消に関する法律では、負担が過重でないときは配慮をしなければならないとされており、事業者の意見を聞きつつ、負担が過重でないときという条件とのバランスについて十分に考慮しながら検討を進めたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致、原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第60号　松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第６、議案第60号松前町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡　緑議員）　去る９月１日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第60号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第60号は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されることに伴い、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第60号は委員長の報告どお

り可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第61号　松前町庁舎議場設備改修工事請負契約の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第７、議案第61号松前町庁舎議場設備改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡　緑議員）　去る９月１日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第61号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第61号は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議決を求めるものです。

慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第61号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　議案第68号　愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第８、議案第68号愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長藤岡緑議員。

○総務産業建設常任委員長（藤岡　緑議員）　去る９月１日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第68号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第68号は、令和９年度から愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に、国民健康保険法の規定に基づき、保険者が賦課徴収する国民健康保険料の滞納処分等を加えることに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、及び愛媛地方税滞納整理機構規約を変更するに当たり、関係地方公共団体の議会の議決を要するものです。

慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第68号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　議案第69号　愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第９、議案第69号愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長稲田輝宏議員。

○文教厚生常任委員長（稲田輝宏議員）　去る９月１日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第69号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第69号は、愛媛県後期高齢者医療広域連合の構成市町の人口の変動に伴い、算定基準に基づく広域連合議会の議員定数の見直しを行う必要が生じたことから、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約を変更するに当たり、関係地方公共団体の議会の議決を要するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第69号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第10　議案第70号　令和７年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第11　議案第71号　令和７年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第12　議案第72号　令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第10、議案第70号令和７年度松前町歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第71号令和７年度松前町水道事業会計決算認定について及び日程第

12、議案第72号令和７年度松前町下水道事業会計決算認定についての３件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

○予算決算常任委員長（田中周作議員）　去る９月１日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第70号から議案第72号までの審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第70号令和７年度松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

審査の過程において、総務部所管等については、職員の早期離職を防ぐためにどのような対応をしているのかとの質疑があり、新規採用職員にはメンターを当てて指導をするようにしている。面談を積極的に行い、研修の実施による仲間意識の醸成にも努めているとの答弁がありました。

委員からは、３年間で約15名が離職しており、多い水準と考えられる。離職には様々な要因があると思われるため、離職理由を把握するとともに、上司だけでなく同僚とも話し合える職場環境を整え、適正、適切な職員管理につなげていただきたいとの意見がありました。

次に、下水道事業繰出金の今後の見込みについて質疑があり、下水道事業の進捗や人件費の上昇が見込まれるため、当面は拠出されると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、観光団体育成事業について、愛媛まさき町観光物産協会の運営等に要する経費の一部支援は今後も続くのかとの質疑があり、町としては自主財源の安定確保が課題と認識している。今後は、協会の自立に向けた取組を促しつつ、事業の規模や支援内容の範囲を検討する必要があると考えているとの答弁がありました。ほかにも、貸付金に係る返済が予算書に記載されてなかったことについて、適切に請求は行い、決算書に歳入として記載しており、問題はないと認識しているとの答弁がありました。

また、愛媛まさき町観光物産協会については、貸付金から補助金へ変更された経緯の確認や、現在の組織体制、具体的な活動内容についても質疑があり、今回の意見を参考とし協会に伝えたい。今後は、情報提供に努めたいとの答弁がありました。

委員からは、協会の事業報告を確認し、今後の方向性をしっかり考えてほしいとの意見がありました。

次に、ＤＸ推進・業務効率化促進事業の進捗状況について質疑があり、チームワークシティまさきとして庁舎内の業務改善に注力し、次年度以降の準備を行っているとの答弁がありました。

委員からは、データの共有がどこまでできるか期待しているとの意見がありました。

次に、財政課所管の寄附金の収入歩合が下がった原因について質疑があり、ふるさと納

税が上半期好調であったため補正増額したが、下半期に伸び悩んだためであるとの答弁がありました。

また、財政課所管の業務は多岐にわたっているため、人員、組織体制の効率化を図るための組織再編の検討が必要ではないかとの意見もあり、業務量は大きな調査業務が終了し、チームワークシティまさきの業務も一時期の過渡期を抜け減少はしてきているが、財政課の在り方について見直しの必要性は感じている。少しでも住民サービスが向上する、よりよいまちづくりに向けた組織体制が構築できるように体制を整えていきたいとの答弁がありました。

委員からは、職員が心身ともに健康に勤務できる職場環境を整備することが、住民ニーズに寄り添った行政サービスの向上につながるものと考えるとの意見がありました。

次に、町税の徴収率は99.1％とのことだが、他自治体と比べてどのような水準にあるのかとの質疑があり、速報値ではあるが県内20市町の平均は98.6％であり、県内で２番目に高い徴収率であるとの答弁がありました。

また、滞納繰越分の徴収率が下がっている理由についての質疑があり、滞納繰越分の案件は徴収が困難なものが多く、担当者も苦慮している。愛媛地方税滞納整理機構等と協力して交渉、徴収に努めたいとの答弁がありました。

委員からは、滞納理由が行政不満、課税異議、納税意識欠如などの方々をどのように対応していくか考えていかなければならないと思う。滞納繰越分に関しても、しっかりと徴収に努めてほしいとの意見がありました。

次に、トイレトレーラーとキッチンカーは平常時にはどのように活用しているのかとの質疑があり、令和７年度末に納品され、現在トイレトレーラーは地域の防災イベントや熊本地震の被災地で活用されている。キッチンカーは、各種イベントや県立伊予高校の文化祭で活用しているとの答弁がありました。

次に、防犯対策促進事業の今後の継続方針について質疑があり、令和５年度と令和７年度に国からの補助があり実施した事業である。好評のため、代わる予算があれば安心・安全を図るための事業として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、防犯対策促進事業で購入する機材には様々な価格帯のものがあるが、購入に当たり購入者の相談に乗っているのかとの質疑もあり、購入機材に関しては個人の判断としているとの答弁もありました。

委員からは、防犯カメラに加え、サーチライト設置の補助についての意見もありました。

次に、コミュニティ対策施設整備事業について、遊具の点検を行っているが、近年の夏の暑さで日中遊具が熱くて使えないという話も聞く。今後は、遊具そのものの素材や取扱いについても検討していく必要があるのではないかとの質疑があり、地域の実情を聞き取

り、地域の方々と相談していきたいとの答弁がありました。

次に、社会保障・税番号制度事務について、予算の執行率が低かった理由はとの質疑があり、郵便局への委託料が少なかったことが主な理由であるとの答弁がありました。

委員からは、郵便局でマイナンバーカードが更新できるという広報が足りなかったのも一因ではないかと思う。今後は、広報に努めてほしいとの意見がありました。

次に、伊予地区清掃センター負担金はいつまで支払うことになるのかとの質疑があり、伊予地区ごみ処理施設管理組合は令和10年度に解散することが決まっている。その後は、起債の償還を令和14年度まで行うとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管では、産業課の決算審査調書において執行率が低い事業が見受けられるが、その主な要因はとの質疑があり、まさき町夏祭り運営支援補助金の不用額については、協賛金が想定より多く集まったこと及び事業費が縮減できたことが理由である。また、地籍調査委託料の不用額については、入札執行残が発生したこと及び現地再立会いの回数が想定より減少したことが主な理由であるとの答弁がありました。

次に、中小企業振興プロジェクトについて、登録事業者数の目標550件に対し実績133件は少ないと思うが、どのような取組を行ったのか。また、当初予算922万8,000円に対し決算額が約260万円増額している理由は何か。直近での登録事業者数は幾つかとの質疑があり、目標550件は希望的数値であり、当初の登録数としては厳しい数字という認識である。原因として、サービス内容への満足度は高いものの、ＬＩＮＥ登録やシステム登録の２段階手続が必要で動線が悪かった。ＬＩＮＥでの友達登録時に、システムへの登録案内動画を流す工夫やユーチューブでの周知を図っている。増額理由は、６月補正予算でＤＸアクセラレータープログラムを追加実施したためである。直近の登録事業者数は、181件であるとの答弁がありました。

委員からは、半年で50件程度しか増えていない。登録手続が複雑だと敬遠されるため、周知活動を徹底し、目標に近づけるよう努められたいとの意見がありました。

次に、農業支援サービス立ち上げ支援について、ドローンやコンバイン等の農業機械の購入支援はあるが、ドローン免許取得のための補助は含まれてないのかとの質疑があり、本事業には免許費用も対象に含まれているが、今回の申請者は免許費用を必要としなかったとの答弁がありました。

また、免許取得単独での支援制度はあるのか。ヘリからドローン防除への移行や女性従事者の増加を踏まえ、町独自での支援策を検討できないかとの質疑があり、現在単独での免許取得補助はなく、機材購入とセットの補助のみである。農業支援策の年々の変化を踏まえ、今後の動向を見極めていくとの答弁がありました。

次に、地籍調査事業費県負担金の収入歩合が45％にとどまっている要因は何かとの質疑があり、県の内示率が低かったため歳入額が減少したとの答弁がありました。

また、国土調査事業の進捗率が89％で、ここ２年間横ばいとなっている理由は何かとの質疑があり、令和７年度より着手した本村第１地区の対象面積が0.01平方キロメートルと小さく、進捗率の数値に変化が現れにくいためであるとの答弁がありました。

次に、商工振興係長への属人化による業務集中により時間外勤務が多い状況であり、監査委員からも指摘されており、２年連続で質疑しているが時間外勤務が多くなっている要因は何か。また、業務の平準化に向けて、今後どのような取組を進めていくのかとの質疑があり、人事異動に伴い主任級の新しい職員が配属されたため、係長と常に行動を共にさせて育成を図っている段階である。業務の可視化、手順の標準化、情報共有を進め、係全体で平準化を図っていくとの答弁がありました。

次に、幹線町道整備事業について、地権者６名に借地料を支払っているが、購入せず借地として今後も支払い続ける必要があるのかとの質疑があり、仮設道路を設置するための借り上げであり、令和９年度末までの予定であるとの答弁がありました。

次に、木造住宅耐震化促進事業について、予算額約4,130万円に対して決算では約1,000万円減額となっているが、想定よりどれだけ申請件数が減少したのか。また、令和12年度の耐震化率目標を90％としているが、令和７年度末の耐震化率はどの程度かとの質疑があり、診断目標50件に対し実績22件、工事目標30件に対し実績19件であった。耐震化率の最新値は、令和６年度の75.8％であるとの答弁がありました。

委員からは、目標を掲げている以上、町独自で毎年耐震化率を把握すべきであるとの意見がありました。

次に、ブロック塀等安全対策について、どのように年間申請件数を算定しているのか。また、需要超過となった場合は補正予算を組む考えはあるのかとの質疑があり、予算は前年の申請件数を基準に算定している。今年度は、熊本地震等の影響で申請が多いが、県補助金を活用している事業であるため、需要に応じた補正対応を行う場合は県補助金が追加で獲得できるかを含めて検討していくとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、学校給食食材費緊急対策助成事業について、現時点では課題はないとのことだが、今後も物価高騰が見込まれる中、今後の対応方針をどのように考えているのかとの質疑があり、物価が高騰しても給食の質を落とさないよう助成を行うことが必要であり、課題として認識したいとの答弁がありました。

次に、学校生活支援員設置事業では、１人当たりの支援員が対応する子どもの人数について質疑があり、１人当たり2.6人の子どもの対応をしているとの答弁がありました。

また、支援員１人当たりの対応人数は定められていないのかとの質疑には、特に定めはないとの答弁がありました。

また、支援員の勤務時間が増えたことに問題はないのかとの質疑もあり、１人当たりの時間で割り戻すと年間200日程度の勤務日数であり、問題はないとの答弁がありました。

勤務時間が増えたことについて支援員の意見は聞いていないのかとの質疑には、現場からの要望は今のところ聞いていないとの答弁がありました。

ほかにも、現場の支援員に過度な負担が生じるような状況ではないのかとの質疑には、まず支援が必要な子どもの人数に合わせて支援員の人数が決まるのが基本であり、学校と相談して現在の人数になっているとの答弁がありました。

委員からは、１人の支援員が学年やクラスをまたいで複数人を対応するのは難しいと聞く。年１回くらいは支援員と面談し、声を聞く必要があるのではないかとの意見がありました。

次に、ＧＩＧＡスクール事業について、教職員への研修によりＩＣＴ習熟度の格差は解消したのかとの質疑があり、小中学校に情報通信技術支援員が月数回訪問し、疑問点や教材について相談、対応している。難しい課題だが、継続して支援していきたいとの答弁がありました。

委員からは、情報通信技術支援員に任せるだけでなく、教育委員会も成果を見極めてほしい。子どもたちや学校を取り巻く環境が急激に変化している。きめ細かな対応が重要であるとの意見がありました。

次に、文化センター中規模改修事業について、陶芸教室の設備を文化センター内に移す話があったが、改修に含まれているのかとの質疑があり、文化センター中規模改修工事には入っていない。陶芸教室と話合いをしたがまとまらなかった。現在、具体的な提案はないが話合いはしていきたいとの答弁がありました。

次に、子どもの居場所づくり多世代交流事業の具体的な成果について質疑があり、３公民館で約150人の多世代交流があった。北伊予校区が少ないため、今後周知方法を考えたいとの答弁がありました。具体的な周知方法を考えているのかとの質疑もあり、イベントなど多くの人が集まる機会には、ｅスポーツをしていることを広く町民に周知していきたいとの答弁がありました。

次に、ホッケー普及事業では、岡田小学校のみホッケー体験が行われていないことについて質疑があり、学校に案内は行ったが申込みがなかったとの答弁がありました。

委員からは、ホッケーのまちづくりを推進しているので、ホッケー体験は勧めてほしいとの意見がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、個別避難計画策定事業について現在の個別避難計画の策定状況はどうなっているのか。また、対象者の把握等についてシステム化できないかとの質疑があり、令和７年度に新たに16名分を策定し累計81件となったが、死亡や施設入所等を除いた現在の有効な計画数は46件である。令和８年２月からケアマネジャーや障がいの相談支援専門員など専門職への委託体制が整い、令和８年度に入り専門職による個別避難計画の策定数は現在まででは43件となっている。また、対象者の把握は例年年

末から年明けにかけて洗い出しを行い、新たに対象となる方へ確認書を送付し、その返送状況により条件に合う方を名簿に掲載する方法を取っている。この現状の方法でも、対象者を漏れなく把握できていると認識しているとの答弁がありました。

次に、老人クラブ育成事業について、老人クラブへの補助をもう少し手厚く補助できないのかとの質疑があり、国、県の補助要綱に基づき示された基準単価に沿って補助を行っているとの答弁がありました。

次に、高齢者福祉一般管理事業について、緊急通報装置の設置実績が１件にとどまっているが、周知等を行えば増えるのではないかとの質疑があり、携帯電話や高齢者向け通信機器の普及に伴い、現在は新規受付を行っておらず、過去からの継続利用者が１名残っている状態であるとの答弁がありました。

次に、保育士確保事業について、派遣保育士の受入れに約1,000万円支出しているが、費用対効果はどのように考えているか。直接雇用している者に手当等を支給するほうが効果的ではないかとの質疑があり、直接雇用と派遣受入れの２パターンで確保を図っており、派遣会社への人件費相当分の委託料として957万円を支出している。また、本町の直接雇用の給与は県内トップレベルであるが、フルタイムの応募が少ないため、派遣受入れとの両面で保育士確保を行っているとの答弁がありました。

また、当初予算の約1,400万円に対し、不用額が約430万円生じた理由はとの質疑があり、当初予算はフルタイム保育士２名分の委託料を計上していたが、実際受け入れた３名のうち１名は９月に退職し、１名は11月からの採用であった。採用予定期間が満度に達しなかったことが理由であるとの答弁がありました。

次に、独居高齢者福祉ネットワーク事業について、見守り推進員の人数は足りているのかとの質疑があり、令和８年３月末時点の見守り対象者377名に対し、見守り推進員は41名で対応している。１人で多くの方を担当する地域もあるが、ボランティア活動に頼っている現状であり、成り手不足を含め今後の課題として認識しているとの答弁がありました。

次に、地域敬老事業補助事業について、決算で1,894人が対象となっていると思うが、70歳以上人口に対する参加割合や、会場に来られない方への対応はどのように行っているのかとの質疑があり、70歳以上の人口は7,696人であるため、参加率は24.6％である。会場に来られない方へは、自宅等に記念品を届ける経費も補助対象として扱っているとの答弁がありました。

次に、後見人養成事業について、これまでは地域で生活に困っている方については民生委員などがフォローしてきたが、市民後見人の養成が必要となってきた背景はとの質疑があり、これまで弁護士や司法書士等が担ってきた後見人の業務について、地域住民が研修を受けて必要な知識等を見つけて市民後見人になることで、住民目線で支援を行える市民

後見人の必要性が高まっているとの答弁がありました。

次に、高齢者補聴器補助事業について、見込みを上回る申請があったとのことだが、県からの補助等の動きはないのか。また、補助金額が低いという声もよく聞く。上限額が２万5,000円となっているが、補助対象経費の何％を補助という形にできないものかとの質疑があり、現在県の補助はなく町単独事業で実施している、県内でも補助制度は広がっているため、機会を捉えて県や国へ補助制度の創設を要望することは可能である。また、補助額については、広く利用してもらうため、所得制限を設けず、近隣自治体の補助の状況を参考に上限２万5,000円に設定した。今後は、要望や近隣市町の動向を見ながら補助金額を検討することも必要かと考えるが、昨年度始まったばかりの事業であり、しばらくはこのままで当補助事業を浸透させていきたいとの答弁がありました。

委員からは、近隣自治体だけを参考にするのではなく、先進地事例も参考にしていただきたいとの意見もありました。

次に、保育対策総合支援事業費補助金について、予算科目を変更した背景と予算額約300万円に対して不用額が約200万円となった要因は何かとの質疑があり、事務を進める中で社会福祉費国庫補助金ではなく、児童福祉費国庫補助金で受け入れるのが適切と判断し変更した。また、不用額が発生したのは、プロポーザルや事業者選定によりシステム稼働期間が想定より短くなったためであるとの答弁がありました。

次に、出産世帯応援事業や出産世帯奨学金返還支援事業について、これらの事業の効果として出生数が増えているのかとの質疑があり、年度別出生数は令和５年度と令和６年が各161人、令和７年度が169人であり、微増傾向にあるとの答弁がありました。

また、これらの事業の補助を受けた世帯が出産した実績数は把握しているかとの質疑があり、本事業は子どもが生まれた後の世帯に対して補助する制度であるため、これらの事業の効果により出産した数を算出することは難しいとの答弁がありました。

次に、ヤングケアラー支援体制強化事業について、事業費14万6,000円の具体的内容とヤングケアラーを把握した後の支援方法について質疑があり、事業費はアンケート実施のための経費である。家事や介護負担が大きい子どもの家庭には、介護保険サービス等へつなぎ、子どもが子どもらしく過ごせる環境を整えられるよう支援していきたいとの答弁がありました。

次に、放課後児童健全育成事業では、放課後児童クラブの民間委託開始後、町の担当者が現場を訪問し状況を把握しているのかとの質疑があり、委託後も担当者が現場訪問や面談を行っている。なお、委託前の児童クラブ支援員等の９割以上が委託先に雇用されており、円滑に運営されているとの答弁がありました。

また、委託料が前年に比べて増額していることから、委託による費用対効果の検証について質疑があり、児童の安全確保を前提としつつ、過去の実績と比較して検証していくと

の答弁がありました。

次に、あそびステーション事業について、土曜日の利用状況やスタッフ体制に関して質疑があり、土曜日は父親の利用が増加している。また、スタッフは保育士４名体制で十分対応できているとの答弁がありました。

次に、総合健診事業について、受診率44％を目標とした設定根拠や令和８年度の目標値について質疑あり、データヘルス計画に基づき設定しており、令和８年度目標は48％であるとの答弁がありました。

また、健診項目の受診傾向の分析は行っているのかとの質疑があり、分析はしていないが、子宮がん検診等の受診率の低下を踏まえ、受診についてＰＲを実施していきたいとの答弁がありました。

さらに、小学校６年生に対する子宮頸がんワクチンの接種に関し、保護者への周知や安全性の確保について質疑があり、保護者の目にも触れるよう周知を行っており、現在は高い効果が見込まれるワクチンが推奨されているとの答弁がありました。

次に、健康増進支援事業の個別栄養相談利用者数について、当初目標72人に対する利用実績はどうであったかとの質疑があり、実績は直接相談が39人、電話相談が33人の合計72人で、当初の目標を達成できた。今後の決算書には実績を記載するよう改善するとの答弁がありました。

以上のように、慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第71号令和７年度松前町水道事業会計決算認定について報告いたします。

審査において、浄水場等の維持管理の委託について、特定事業者との継続契約となっているが、入札等は行わないのかとの質疑があり、５年間の長期契約となっており、契約満了時に公募型プロポーザルを実施している。前回は、募集の結果応募が１社のみであったため、審査の上で契約を締結したとの答弁がありました。

次に、全国的に水道の維持管理費が高騰しているが、本町の委託料は妥当かとの質疑があり、積算基準に基づいて適正に算出しているとの答弁がありました。

以上のように、慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、報告いたします。

次に、議案第72号令和７年度松前町下水道事業会計決算認定について御報告いたします。

審査において、不納欠損処分内訳表のうち、その他とされるものはどういったものがあるのか。また、徴収に向けた督促や財産調査などの対応状況はどのようになっているかとの質疑があり、不納欠損処分のうち、その他は生活困窮等の未払いが主なものである。未納の対応については、３か月ごとに督促状を送付し、過去５年間の滞納者へは催告書を送

付して自主納付を促している。また、下水道使用料の滞納分の徴収については、財産調査も行っているが滞納処分には至っていないとの答弁がありました。

次に、国道より西側の下水道整備済みの地区における接続率はどれくらいか。また、未接続の者に対する周知や指導の方法と、本町の接続率の県内での水準はどの程度かとの質疑があり、接続率は約82％である。未接続の方に対しては、工事着工前に個別訪問し、公共ます設置の案内とともに６か月以内の接続を依頼している。また、３月と９月の年に２回広報で啓発を行っている。本町の接続率は県内でも平均的な水準であるとの答弁がありました。

以上のように、慎重な審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、報告いたします。

以上で議案第70号から議案第72号までの御報告を終わります。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

議案第70号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第70号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第70号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第71号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第71号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第71号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第72号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第72号を委員長の報告どおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第72号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第13　議案第73号　令和８年度松前町一般会計補正予算（第４号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14　議案第74号　令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第15　議案第75号　令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第16　議案第76号　令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算（第２号）（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（住田英次）　日程第13、議案第73号令和８年度松前町一般会計補正予算第４号、日程第14、議案第74号令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第２号、日程第15、議案第75号令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号及び日程第16、議案第76号令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算第２号の４件を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長田中周作議員。

○予算決算常任委員長（田中周作議員）　去る９月１日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第73号から議案第76号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第73号令和８年度松前町一般会計補正予算第４号は、４億6,608万8,000円を追加し、総額を146億9,786万8,000円とするものです。

審査の過程において、総務部所管等については、普通交付税の確定に伴い地方交付税が３億1,000万円減額されているが、減額の内訳はどうなっているかとの質疑があり、前年度の税収が大きく伸び、基準財政収入額が増加したためである。特に、法人町民税が過去５年平均の約３億5,000万円の約２倍となる７億7,939万5,000円に達し、収入額を押し上げた結果、普通交付税が減額となったとの答弁がありました。

次に、家具等固定促進事業で補助対象となる感震ブレーカーの具体的な種類はどういったものがあるのかとの質疑があり、地震の揺れでおもりが落ちて電気が切れる安価なものや、ブレーカー内蔵型の高価なものなどがある。10月からの実施に当たり広報で分かりやすく周知するとの答弁がありました。

また、過去に家具固定の補助金交付を受けている世帯の扱いはどうなるのかとの質疑があり、過去に家具固定の補助を利用した世帯であっても、未申請の感震ブレーカーについて申請する場合は対象となるとの答弁がありました。

さらに、補助上限額について、家具固定器具の上限１万5,000円と感震ブレーカーの上限１万5,000円は、それぞれ別枠で合わせて１世帯当たり最大３万円となるのかとの質疑があり、そのとおりで別枠で２つ合わせて１世帯当たり最大３万円の補助上限となるとの答弁がありました。

続きまして、産業建設部所管では、筒井地区雨水対策事業の3,000万円の増額補正について、改めて入札を行って進める事業かとの質疑があり、雨水貯留施設本体工事と分離発注することとした水路工事について、同水路の下流部に雑木により水路擁壁が倒れている部分が発見されたため、同水路工事に含めて入札を行うとの答弁がありました。

また、今後の入札で来年３月の完成予定に間に合うのか、安全性や品質への影響や担保はどうなっているのかとの質疑があり、工事は３月までに完了させる予定である。雨水貯留施設の本体工事と水路工事は独立しており、本体工事が遅れることはない。水路工事については、安全性や品質が低下しないよう繰越手続を行う可能性はあるが、稼働に遅れが生じることはないとの答弁がありました。

次に、土地改良事業について、近年の大雨被害等を考慮し、改修に合わせて機能を強化させる考えはあるのかとの質疑があり、今回の改修は経年劣化に伴うポンプや制御盤の更

新であり、機能強化は予定していない。雨水排除ではないため、現在のポンプで機能としては十分果たせると考えているとの答弁がありました。

続きまして、教育委員会所管については、ＧＩＧＡスクール事業の寄附金300万円について、購入する電子黒板機能付プロジェクターは特別支援学級専用のものとして使われるのかとの質疑があり、特別支援学級で使ってほしいという寄附者の意向があるため、できる限り特別支援学級専用で使うことを前提としているとの答弁がありました。

また、寄附金の使い方はどのように決定しているのかとの質疑があり、特別支援学級の先生と事前に相談して決定したとの答弁がありました。

さらに、購入時の財源について、前回６月補正時の寄附金は一般財源の充当だったが、今回はその他の寄附金となっているのはなぜかとの質疑があり、前回購入時は前年度に受け入れた寄附金であったため一般財源として充当したが、今回の寄附金は当年度に受け入れた寄附金であるため、その他の寄附金という扱いとなっているとの答弁がありました。

次に、教育支援センター整備事業において、国及び県の補助金の対象となる経費は何かとの質疑があり、通信環境整備委託費及び備品購入費の合計額が対象となっているとの答弁がありました。

さらに、６月時点では通信環境整備に対して補助金はないとのことだったが、今回補助金が認められているのはなぜかとの質疑があり、学校教育施設に関する通信環境整備に係る補助金はないが、教育支援センター内で福祉部局の児童育成拠点事業を併せて実施するため、福祉部局の補助金が対象となるため充当したとの答弁がありました。

次に、愛媛県クラブ対抗駅伝競走大会事業において、交通誘導員の人件費を計上していない理由はとの質疑があり、交通誘導は役場職員で対応することを想定しているため、人件費は予算計上していないとの答弁がありました。

さらに、職員が休日出勤する際の週休日の振替や労務管理は適切に行えるのかとの質疑があり、業務扱いとし、週休日の振替や時間外勤務手当の支給等で適切に労務管理を行うとの答弁がありました。

続きまして、保健福祉部所管については、民生委員活動支援事業において、補正予算額に対し県費の補助率が２分の１と説明があったが、補正前の県費の財源比率が事業費全体に対して２分の１ではない理由は何かとの質疑があり、事業費には社会福祉協議会への補助金や研修旅費等も含まれており、県補助の対象となるのは報償費のみであるためとの答弁がありました。

次に、養育医療給付事業の給付対象者数を何名と見込んでいるのかとの質疑があり、令和８年度は７名を見込んでいるとの答弁がありました。

さらに、給付費の予算額が前年度から倍増している理由は何かとの質疑があり、未熟児の出生時体重や入院期間によって１人当たりの医療費が大きく変動したためであるとの答

弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第74号令和８年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第２号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、365万9,000円を追加するものです。

補正予算の内容は、令和７年度決算に伴い、一般会計からの繰入金の精算を行い、繰入超過分を一般会計へ返還するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第75号令和８年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第２号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、332万5,000円を追加するものです。

補正予算の内容は、昨年度実施した子ども・子育て支援金に係る電算システム改修費の財源である国庫補助金について、受入れ超過額を返還するもの及び令和７年度決算に伴い、一般会計からの繰入金の精算を行い、繰入超過分を一般会計へ返還するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第76号令和８年度松前町介護保険特別会計補正予算第２号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定に8,267万円を追加し、介護サービス事業勘定に208万8,000円を追加するものです。

保険課所管分は、令和７年度決算に伴い、一般会計からの繰入金の精算を行い、繰入超過分を一般会計に返還するとともに、介護給付費に係る国庫負担金分と社会保険診療報酬支払基金分を返還するもの及び決算剰余金を介護保険事業運営基金に積み立てるものです。

福祉課所管分は、令和７年度地域支援事業費の確定に伴い精算を行った結果、国庫交付金については実績に対して交付額が不足するため追加請求を行い、県交付金及び社会保険診療報酬支払基金交付金については精算の結果返還が生じたため、償還するものです。

また、地域包括支援センターがヘルパーやデイサービス等のサービス提供事業者と行っている計画書のやり取りについて、紙からデータ連携へ移行するためのシステム改修費用及び民間の居宅介護支援事業所のデータ連携に係る加算等により不足する介護予防支援業務委託料を追加計上するものです。

慎重に審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告い

たします。

以上で議案第73号から議案第76号までの報告を終わります。

○議長（住田英次）　委員長の報告を終わります。

議案第73号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

（２番池内邦仁議員「はい」の声あり）

○議長（住田英次）　すみません、池内議員、予算委員会のメンバーなんで、質疑ができないということに申合せでなっておりますので、お願いします。

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第73号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第73号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第74号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第74号は委員長の報告どお

り可決されました。

議案第75号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第75号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第76号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（住田英次）　討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第76号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第17　議員派遣の件

○議長（住田英次）　日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いま

す。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

なお、研修内容等に変更が生じた場合、議長において判断をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（住田英次）　異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たり、町長より挨拶があります。

田中浩介町長。

○町長（田中浩介）　議長の許可をいただきましたので、令和８年第３回定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。

今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分に配慮をしてまいります。

さて、本町では本年４月のサイボウズ株式会社との連携協定の締結以降、キントーン基盤を活用して、行政と地域が一体となって課題解決に取り組む仕組みづくりを目指す３年間の共同実証実験チームワークシティまさきプロジェクトを推進しているところですが、プロジェクト初年度の取組状況を広く共有し、愛媛県及び県内市町の皆様との情報交換の場とするため、10月５日に成果報告会を開催することとなりました。

成果報告会では、業務改善の実践事例や役場以外の組織との連携事例を報告するほか、今後のプロジェクトの展望についても報告をいたします。

今後も、地域の人、組織への活用を段階的に拡大し、町全体のチームワークを広げてい

きたいと思っております。

終わりになりますが、議員各位におかれましては今後も町政の推進に御協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（住田英次）　これにて令和８年第３回松前町議会定例会を閉会します。

午前11時30分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

松前町議会議長　　住　　田　　英　　次

松前町議会議員　　西　　村　　元　　一

松前町議会議員　　渡　　部　　惠　　美